

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
<p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立 独立行政法人化に伴って要請される業務運営の効率化と、国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究並びに国民の栄養その他国民の食生活に関する調査及び研究の充実との両立を図るため、次に掲げる目標を達成すること。</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立 効率的かつ柔軟な組織編成を行うこと。 また、研究員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求めるよう、工夫すること。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 独立行政法人国立健康・栄養研究所（以下「研究所」という。）は、独立行政法人国立健康・栄養研究所法（以下「個別法」という。）第10条に規定する業務を効率的かつ効果的に実施するため、次に掲げる措置を講ずる。</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立 ア 組織体制 研究所の組織体制は、柔軟なものとし、中期計画の遂行状況を踏まえて適宜見直しを行う。また、調査及び研究の業務と健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく業務との円滑な連携を確保し、これらの業務の効率的な実施のための環境を整備する。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立 ア 組織体制 (ア) 組織の活性化 平成13年4月の独立行政法人化以来、2度の組織再編を行い、旧国研時代の部を中心とした研究体制から重点調査研究業務への対応を推進するプロジェクト体制へと組織の整備を図ってきた。 又、平成16年4月からは、寄附研究部を設立し、外部資金で運営する独立した研究部を立ち上げるとともに、お茶の水女子大学との間で連携大学院を創設した。 プロジェクト研究業務への対応を中心とした組織は、従前の部を中心とした縦割りの体制から、部を超えて必要な場所に必要な人材を置くことのできる柔軟な体制となり、研究員も目的意識を持って業務に従事している。 当研究所の運営は、最高意志決定機関である部長会議において決定されており、各プロジェクトのリーダー及び必要のある研究員は部長会議の場で業務の進捗状況の説明を行い、その内容についての検討の結果、必要な指示を受ける等して事業の遂行に努めている。 当研究所が義務づけられている、法律で定められた業務への対応及び特別用途食品の分析試験、国民健康・栄養調査の実施に関する事務（集計事務）等については、より効率的な業務の遂行に努めている。 このように、研究部門においては、主として基礎的及び応用的な研究に携わる者と、主として法律に基づく業務や行政的対応等に当たる者がいることから、次期中期計画も視野に入れた組織運営のより一層の効率化を目指して、それぞれの主たる役割分担が明確になるような研究・業務組織へと移行していく。 平成17年度は、5年にわたる中期計画の最終年度であり、過去4年間実施してきた諸施策のまとめの時期でもあることから、推進してきた施策及び事業を形あるものとし、今後、次期中期計画に活用することとしている。</p>	<p>次期中期計画及び新組織の検討を進めるために、ワーキンググループを発足させ、活発な議論を行った。次期中期計画を検討して行く中で、「部」を中心とした縦割りの体制からプロジェクト研究を中心とした体制に移行すべく、諸問題を検討した。その結果、「部」の枠を超えた連携が進み、各プロジェクト研究及び対外的事業は大きく進捗した。 平成16年4月に設置した寄附研究部（ニュートラシューティカルズ研究部）では、他の研究部と共同して新しい視点により研究を進めた。また、国際・産学共同研究センターの機能を強化し、海外からの研究員と研究所職員との研究交流の機会を増やす等、研究員全員が研究所全体としての方向性について共通の意識を持つことができるように努めた。 定例の部長会議及び研究企画委員会を始めとする各種委員会の開催、所内LANを用いた各種情報の共有等を通じて、所内の意志統一を図りながら、機能的に研究所運営を行った。 法律に基づく業務については、それぞれの分野で高い能力を有する特別研究員を配置する等、より効率的かつ確実な業務遂行に向けた組織体制とした。このような効率的な組織体制については、次期中期計画にも引き継がれるよう、検討を行った。 東京農業大学、女子栄養大学、早稲田大学スポーツ学術院と連携大学院を発足させ、兼任教授の派遣を行い、相互の特徴を活かした研究協力体制を整えた。</p> <p>(資料①参照)</p>

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
<p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立 (1) 効率的な業務運営体制の確立</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立 (1) 効率的な業務運営体制の確立 ア 組織体制 イ 委員会活動の円滑な実施</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立 (1) 効率的な業務運営体制の確立 ア 組織体制 イ 委員会活動の円滑な実施</p> <p>当研究所に設置されている各種委員会は、所の運営を円滑に行うため、各々の目的に応じて活動しているものであり、そこで決定された事項は部長会議に報告する等して、全職員に周知されている。</p> <p>平成13年4月の独立行政法人化以来、その活動は所の運営に欠かすことのできないものとなってきており、研究員は必ず一以上の委員会に所属することを義務付けられている。</p> <p>平成17年度においては、各種委員会の活動をより活性化させ、次期中期計画の内容に関する意見等にも反映させたい。</p> <p>(ウ) 柔軟な研究体制</p> <p>従来より、組織にとらわれることなく複数の研究部に所属する研究者が、共同で研究を実施する等、柔軟な対応を行っているところであるが、平成16年度においては特に「日本人の食事摂取基準(2005年版)」策定のためのプロジェクトとしてすべての研究系を横断した重点的な取り組みを行った。平成17年度においても引き続き、調査研究等の内容に応じては、研究系又は研究部の枠にこだわることなく、それぞれの研究員の専門性を有機的に活用しながら調査研究等を進めていき、行政・社会的ニーズに迅速に応えるための研究体制の強化を図っていくこととする。</p>	<p>・ 研究所の委員会設置規定に基づき、下記の内容について各種委員会を開催した。特に、「研究企画委員会」は、研究所全体の研究及び業務運営にとって重要な機能を果たしており、中期計画の実行に向けた各種事業企画及び評価等に関して必要な検討を行うとともに、次期中期計画策定に向けて、研究所のランドデザインについて議論を深めた。また、実験運営委員会、施設管理委員会、情報管理委員会において出された意見等は、今後の研究運営及び情報発信をより効果的に行うことができるよう、次期中期計画に反映させた。</p> <p>・ なお、業務の關係で全体会議が開催できない場合、あるいはメールや持ち回りで意見交換がより効率的と考えられた場合には、会議開催に代わってそれらの手段を用いた。</p> <p>・ さらに、委員会設置規程の見直しを行い、研究企画委員会に情報発信に関する事項を加えるなどして、次期中期計画に対応できるよう充実強化した。</p> <p>(開催状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究企画委員会 (4回) 公開セミナー及び意見交換会の企画、特許等申請の審議、研究所内プロジェクト及び任期付研究員の評価、運営費交付金等の予算の審議、次期中期計画に向けた諸事項の検討等 ・ 情報管理委員会 (6回) コンピュータネットワークの運営、共同図書館の運営、定例セミナーの実施、個人情報管理に係る重要事項の決定の検討等 ・ 実験運営委員会 (1回) 動物実験及び動物室の管理・運営、RI 実験に関する管理・運営及び安全性確保に関する検討等 ・ 組換え DNA 実験安全委員会 (1回) 組換え DNA 実験の安全確保、組換え DNA 実験責任者の実験計画書の審査 ・ 施設管理委員会 (2回) 被験者室、人口気候室及び運動施設の管理及び運営、共同機器の管理に関する検討 ・ 化学物質委員会 (2回) 実験等に使用する有害化学物質による危害及び環境汚染の防止、廃棄物の適正処理に関する検討 ・ 研究倫理審査委員会 (1回) 疫学調査、検体利用研究、実験動物を対象とする研究実施の可否の審査 <p>・ 平成18年3月30日現在の研究員等は常勤の研究員35名(任期付研究員7名を含む。)、非常勤の特別研究員8名、その他技術補助員42名、研修生54名、協力研究員52名、客員研究員27名である。</p> <p>平成13年度の独立行政法人化以来、「部」を中心とした縦割りの組織にとらわれず、各研究員の特性を生かした活用を図り、ほとんどの研究員がプロジェクトの一員として期待される役割を果たすようになった。そして、自己の得意分野を中心とした研究に加え、所内プロジェクトのための関連研究の実施、さらに、食事摂取基準、「健康日本21」、運動指針、健康食品に関わるリスクコミュニケーション、食品の安全性評価等の重要施策に関連した研究及び業務に従事することにより、多方面に対応できる人材の蓄積につながっている。</p>

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
<p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立 (1) 効率的な業務運営体制の確立</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立 (1) 効率的な業務運営体制の確立</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立 (1) 効率的な業務運営体制の確立 イ 研究者の人材確保</p> <p>当研究所は、平成13年4月の独立行政法人化以来、採用する研究員は、国が定めた「研究交流促進法」(昭和61年法律57号)及び「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」(平成12年法律125号)等に準拠し、全て任期を付した条件のもと公募制で採用してきたが、平成15年3月にプロジェクト調査研究に適した人材の確保を図る目的で「独立行政法人国立健康・栄養研究所における研究者の流動化計画」(以下「研究者流動計画」という。)を策定した。</p> <p>採用した任期付研究員のうち平成16年度末までに任期満了となった研究員は5名であった。当研究所においては、その任期終了時には個人評価を行い、任期を付さない形での採用のための資質等の審査を行ったが、任期を付さない職員として採用した者は1名のみであり、任期付研究員の流動化計画の理念に基づいた人材確保の難しさを痛感しているところである。</p> <p>平成17年度には、平成13年度から平成16年度における任期付研究員の採用に係る経験を踏まえ、次期中期計画の策定に当たり組織の再編をも視野に入れた新たな「研究者流動化計画」を策定し、それに基づき次期中期計画に必要な人材の確保に努めることとしている。</p>	<p>平成13年度の独立行政法人化以来、平成17年度末までに任期付研究員として採用した者は14名となり、そのうち10名が任期満了をむかえた。任期付研究員は、「研究者の流動化」という国の方針に対応して採用を行っている。しかし、外部評価委員会からの指摘にもあり、中長期的な視点から研究所にとって必要な人材を育て、世代の交代を図っていくという点では弊害も生じかねない。平成17年度においては計5名の者が任期満了となり、それらの者に対して在職中の研究・業務実績等の評価を行った。その結果及び次期中期計画における研究所のあり方等を踏まえて、2名を次期中期計画のプロジェクトを担う者として、常勤の研究員に採用することを決定した。</p> <p>また、「研究者の流動化」の行き過ぎによる弊害を少なくするために、次期中期計画における「研究者流動化計画」について検討を行い、一部改正を行った。さらに、次期中期計画及び組織運営体制の検討・整備、企画評価体制の強化を図るために、厚生労働省からの人材交流を行った。</p>

評価の視点	自己評定	S	評定	S
<p>・研究所の組織編成が実際の業務に合った体制か。</p> <p>・プロジェクトチームの編成について、適切な人員配置ができたか。</p> <p>・資質の高い研究者を採用するためにどのような工夫をしたか。(公募の実施、任期付研究員の任用等)</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>国際・産学共同研究センターの機能を充実させ、海外からの研究員との交流をすすめた。新たに3校の連携大学院を発足させ、相互の特徴をいかした研究協力体制を整えた。研究員の流動化については、任期満了した者の業績を評価し、次期中期計画において重点プロジェクトを担う者として常勤研究員として2名の採用を行った。また、次期中期計画における「流動化計画」の見直しを行った。</p>		<p>(理由及び特記事項)</p> <p>・研究業務の充実効率化に向けて、抜本的な組織体制(プロジェクトチーム制)を採用した点を高く評価する。</p> <p>・プロジェクト体制を構築する等効率的な運営体制の確立に努めた。</p> <p>・連携大学院の充実、業績に基づくリーダーへの任用など、独法後に工夫された研究体制は高く評価できる。成果を期待する。</p> <p>・任期付採用と任期を付さない採用のバランスがとれている。プロジェクト研究方式メリットを活かしている。</p> <p>・優れた研究者の確保に向けた努力を評価する。</p> <p>・研究の効率化を図るため連携大学院の数を増やし、人材育成・発展的研究の仕組みづくりが高く評価できる。</p> <p>・適切な個人評価によるプロジェクトの再構築は、職員の士気向上として大いに期待できる。</p> <p>・過渡期間を経過し、独法の研究機関として安定した運営になっていると判断する。特に任期を付さないポストへの採用が改めて始まったことには賛成であるが、「流動化(活性化)」の動向が止まらないことを注文したい。</p> <p>・研究所の立場から諸制度を柔軟に適用しており、効果も期待できる。</p> <p>・任期付職員は原則「流動化-研究の活性化」にあるので、再雇用を視野に入れた任期制を考えるべき。任期を付さないことが、次期プロジェクトに必要なこととの根拠が分かりにくい。</p>	

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
<p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>(2) 内部進行管理の充実</p> <p>業務の進行状況を組織的かつ定期的にモニタリングし、必要な措置を適時かつ迅速に講じるための仕組みを導入し、実施すること。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>(2) 内部進行管理の充実</p> <p>ア 業務の効果的な推進を図るため役員及び業務運営の責任者が業務の進捗状況を把握し、適切な指導及び助言を行うための仕組みを充実させる。</p> <p>また、複数の研究員が共同で行う調査及び研究の業務については、当該業務ごとに理事長が担当管理者を指名し、内部進行管理を行わせる。</p> <p>イ 業務に対する進行状況の把握及び評価を行うに当たっては、調査及び研究の業務、栄養改善法に基づく業務、管理業務及び社会への貢献等関係する活動を適正に把握し、かつ、評価することができるような指標を設ける。</p> <p>また、当該評価の結果については、職員の処遇に適切に反映させる。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>(2) 内部進行管理の充実</p> <p>ア 内部進行管理</p> <p>重点調査研究等の調査研究業務の進捗状況の把握</p> <p>・管理のため、四半期毎に、各研究系及び研究部で担当研究者からの報告に基づき、意見交換を行った上で、研究系長及び研究部長が指導を行うほか、その内容について、部長会議で報告する等、役員及び業務運営の責任者が業務の進捗状況を把握し、適切な指導・助言を行うことにより、業務の効率的な推進を図る。</p> <p>又、複数の研究者が共同で行う調査研究については、当該業務ごとに、理事長が責任者を指名し、進行管理を行わせるものとしている。</p> <p>イ 研究業務評価</p> <p>中期目標を達成するために運営費交付金で行う重点調査研究、基盤的研究及びその他の研究プロジェクトについては、内部評価委員会において、中間評価を平成17年9月に、事後評価を平成18年2月に実施することとしている。</p> <p>ウ 運営費交付金以外で行う研究・業務等の運営・管理</p> <p>運営費交付金以外に、民間等からの受託研究費及び民間との共同研究等の競争的資金により行う研究業務については、従前より園及び資金配分機関等における評価が行われているところである。さらに、運営費交付金で行われる研究・業務とのバランスや業務の円滑な実施といった観点から、その進行状況及び成果を適切に把握し、研究所全体としての業務配分、スペース及び人員の配置等を行う。又、次期中期計画において、運営費交付金以外で行う研究・業務等が中期目標の達成のためにより一層活用されるよう、その運営・管理を充実させていくこととしている。</p> <p>エ 個人評価</p> <p>中期目標を達成し、さらに、国際的にも高い水準の研究開発を行うためには、研究者の自発性・独創性が発揮されるような柔軟かつ競争的な研究環境を作ることが重要であるので、このような観点から、研究者に自己評価をさせるとともに、理事長自らが、研究者に対して個人面接を行う等の方法により、常勤研究者個人に対する適切かつ公正な評価を行っている。又、任期付研究員については、任期終了時に任用期間中の実績評価を行い、その結果をその後の採用等に反映させる。特に、研究所が担うべき質の高い研究成果の発表と迅速な行政的対応については、各研究者が両者に対して果たす役割の比率（エフォート）を勘案して、適正な評価を行うよう留意する。又、特別研究員に関しても、引き続き年度毎の個人評価を行うこととしている。</p> <p>なお、事務職員についても自己評価をさせるとともに、個人面接を行い、直近上司と総括上司との段階評価を実施することとしている。</p>	<p>・重点調査研究をはじめとする所内プロジェクトの進捗状況について、四半期に1回程度、担当責任者が部長会議等で報告した。これにより、役員をはじめとする部長会議メンバーが各プロジェクトの状況を把握し、プロジェクト相互の連携を強め、プロジェクト運営の方向性の修正を行った。また、研究系毎に定期的に連絡会議を開催し、重点調査研究プロジェクト及び関連研究・業務の状況を把握するとともに、計画及び成果についての議論を深めた。</p> <p>・重点調査、基盤的研究及びその他の研究プロジェクトの成果の評価については、平成17年11月に中間報告会を、平成17年3月に最終報告会を行い、内部研究業務評価委員会による点数付けの評価を行った。また、所内公募により研究費の配分を競争的に行う「創造的特別基礎奨励研究費」については、上記の研究報告及び評価とは別に、研究企画評価主幹及び研究系長の4名の他に、外部の有識者4名による事後評価を行った。</p> <p>(資料②参照)</p> <p>・運営費交付金以外の外部資金で行う研究・業務等については、該年度の進捗状況及び成果について、各担当者が報告を行い、研究所全体としての成果及び各研究員のエフォートを把握・評価した。</p> <p>・当研究所に勤務する研究員（常勤研究員、任期付研究員及び特別研究員）に対して、できるだけ客観的な指標を用いて個人評価を行った。常勤研究員及び任期付研究員については、各々が自己評価を行い、その評価を踏まえ、理事長が個別に面接を実施した。特別研究員については、研究企画委員会においてヒアリングを行い、その結果を理事長に報告した。特に自発的・独創的研究と機関内部及び行政対応との間のバランスについては、研究員毎に期待される役割が異なるので、エフォートによる重み付けを行い総合的な業績として評価を行った。</p> <p>・今年度は中期計画の最終年度であり、個人評価に併せて、次期中期計画における各自の研究目標及び希望を把握し、中期計画策定の参考とするとともに、新体制における各自の役割についての理解を促した。</p> <p>(資料③参照)</p>

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
<p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立 (2) 内部進行管理の充実</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立 (2) 内部進行管理の充実</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立 (2) 内部進行管理の充実 オ 評価基準の見直し 研究業務評価については、平成16年度の実施結果及び外部評価委員会等による評価結果を踏まえて、内部評価委員会において、評価基準の再検討を行うとともに、次期中期計画における評価のあり方についても重点的な検討を行う。さらに、評価そのものが、評価される側と評価する側の双方にとって、過剰な作業負担とならないよう、研究業績等のデータベース化等により、評価作業の効率化及びシステム化をより一層進めることとしている。</p> <p>カ 評価結果の反映 平成16年度における研究業務等に対する評価結果については、予算、研究スペースの配分及び人員(特別研究員等)の配置を見直す際に、考慮するものとする。又、任期付研究員については、任用期間中の業務実績や研究業績に関する評価結果を、常勤職員への採用等の判断のために活用する。さらに次期中期計画において個人の評価結果を昇進・昇格、給与面等に反映させることを含めて、必要な検討を進めていくこととしている。</p>	<p>プロジェクト及び個人の業績等の評価基準については、研究企画委員会等において再検討を行い、中期計画最終年度であることから、前年度までと同様の基準及び方法により評価を行うことと決めた。業績登録等を行うイントラネット上のシステムに改良を加え、評価及び研究所年報の作成作業等の効率化を進めた。また、次期中期計画における組織体制に対応した業績登録システムの設計を行い、新体制移行後速やかに対応できるようにした。</p> <p>平成16年度における各プロジェクトに対する内部及び外部評価委員会等の評価結果を踏まえ、特別研究員の配置や研究スペースの調整を行った。また、独立行政法人化以降4年間の各研究プロジェクトの評価及び研究者個人の業績等評価の結果を踏まえて、次期中期計画におけるプログラム及びプロジェクトリーダー等の人事を、理事長が行った。また、任期付研究員の任期期間中の業績評価については、任期を付さない雇用への移行を検討する際の判断基準の一つとした。</p>
<p>評価の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務進行管理のための体制が整っているか。 ・モニタリングについて、どのように実施し、必要な措置を指示しているのか。 ・評価結果を研究所職員の処遇に適切に反映しているか。 ・法人の長がリーダーシップを発揮したマネジメントがなされているか。 	<p>自己評定</p> <p style="text-align: center;">A</p> <p>(理由及び特記事項) プロジェクト単位の評価(中間、年度末における点数付けによる内部評価)、所内の競争的研究費による個別研究に対する事前・中間・事後の評価、研究職員に対する個人評価(年毎の業績等評価)をカバーした評価システムにより、効率的に研究業務の成果につなげた。17年度は中期計画の最終年度であったことから、個人評価に併せて、各自の研究目標を把握し、次期中期計画策定の参考とするとともに、新体制における各自の役割について理解を促した。</p>	<p>評定</p> <p style="text-align: center;">A</p> <p>(理由及び特記事項) ・業務の進行管理体制が安定して機能してきていると考えられる。 ・適切な評価システムを取り入れ、効率的な研究業務の成果につなげている。 ・個人業績評価方法への工夫がみられる。理事長面接も評価できる。 ・業績の低い部門への対応が課題と考える。 ・業績評価を人事に適切に反映している。 ・計画どおり、平成17年度に評価基準の見直しを断行すべきであった。 ・新体制づくりにおいて個人の業績評価を適切に反映させている。 ・客観的でクリアな資料(エビデンス)によって内部進行管理の効果が示され、説得的である。 ・研究評価と研究所職員の評価が合理的かつスムーズに行われている。</p>	

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績																																						
<p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立 (3) 業務運営の効率化に伴う経費節減 運営費交付金を充当して行う事業については、中期目標期間中において、新規追加、拡充部分を除き、平成13年度の運営費交付金の最低限2%に相当する額を節減すること。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立 (3) 業務運営の効率化に伴う経費節減 ア 経費の節減 (ア) 中期計画の予算の執行に当たり、経営状態を的確に把握し、各業務への適切な資源配分を行うことができる体制を整備する。</p> <p>(イ) 各業務ごとに適切な人員配置を行うとともに、研究施設及び研究設備の相互利用を進め、より少ない費用で研究成果を挙げるよう努める。</p> <p>(ウ) 物品等の購入及び管理並びに効率的な使用など、予算の効率的な執行を行う。</p> <p>(エ) 定型的業務については、費用及び効果を斟酌した上で、外部委託等による効率化を図る。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立 (3) 業務運営の効率化に伴う経費節減 ア 経費の節減 (ア) 経費の節減 平成17年度においては、平成16年度に実施して節減に実効のあった機関誌「健康・栄養ニュース」のメールマガジン化、一般公開セミナーの開催回数及びPR方法の再検討等を引き続き実行するとともに、外部委託業務を見直すことにより、有効かつ効率的な予算の運用による経費の節減を併せて実施する。</p> <p>さらに、通信費の削減を図るため、電話料金の割引制度を引き続き活用するとともに、IP電話の利用についてその節減効果や設備上の問題点を調査し、その導入の可否について検討を行う。</p> <p>これらの節減を行うとともに、運営費交付金における予算上の効率化を併せ、中期計画終了時には、当初の目標である平成13年度運営費交付金の2%の節減を達成させることとしている。</p> <p>(イ) 業務への適切な人員を含む資源の配分 研究所は、中期計画の予算の執行に当たり、研究業務等の進捗状況を的確に把握し、各業務への適正な資源配分を行うこととしている。</p> <p>平成13年度からの中期目標を達成するために、上記の施策を講じてきたが、平成17年度上半期終了時に、当研究所全体の研究業務の進捗状況に応じた予算の配分の最終的な見直しを行うこととしている。</p> <p>平成13年度の独立行政法人化以来、組織再編、組織規程の一部改正等により、業務ごとに適切な人員配置を行い、研究課題に対応し得る組織体制を整備してきたことから、今中期目標について十分に達成できると考えているところである。平成17年度においても、社会ニーズの動向等により新たな研究業務の必要性が生じた場合には、それに応じて、再度の組織再編やプロジェクトチームの編成等により、常に組織内の人的資源を最大限活用していくこととしている。</p> <p>特別研究員の採用及び研究費は、運営費交付金又は当研究所が外部から獲得した運営費交付金以外の競争的資金を財源としているが、業務の量、重要性及び評価結果等を考慮し、理事長の判断で、再配分を行うこととしている。</p>	<p>・ 研究所の運営に係る経費の節減については、関係する各々の職員が常に心掛けて努力している。平成17年度においては、次の項目について経費削減を行った。</p> <p>① 機関紙「健康・栄養ニュース」の発行 一般競争入札を実施するとともに、発行部数を削減した。</p> <table border="1" data-bbox="1601 422 2016 550"> <tr> <td>平成17年度</td> <td>印刷部数・料金</td> <td>2,000部</td> <td>361,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>発送件数・料金</td> <td>0件</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>(参考) 平成16年度</td> <td>印刷部数・料金</td> <td>4,000部</td> <td>1,386,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>発送件数・料金</td> <td>0件</td> <td>0円</td> </tr> </table> <p>② 「自動車管理及び自動車運転委託業務」 一般競争入札を実施するとともに、運転手を1名削減した。</p> <table border="1" data-bbox="1601 630 1848 694"> <tr> <td>平成17年度</td> <td>委託費</td> <td>3,622,290円</td> </tr> <tr> <td>(参考) 平成16年度</td> <td>委託費</td> <td>9,676,800円</td> </tr> </table> <p>③ 一般公開セミナー(平成18年2月開催)関係 開催に係るポスター等の発送について、メール便を利用し、発送料金を削減した。</p> <table border="1" data-bbox="1601 774 1904 901"> <tr> <td>平成17年度</td> <td>発送料金</td> <td>872件</td> <td>90,100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>入場者数</td> <td>590名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(参考) 平成16年度</td> <td>発送料金</td> <td>823件</td> <td>130,370円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>入場者数</td> <td>520名</td> <td></td> </tr> </table> <p>・ また、従前から実施してきた消耗品の一括購入、所内LANの活用による用紙の節減等具体的な数値を示すことの難しい事項についても引き続き節約を実施し、経費の削減に努めた。</p> <p>・ このことから、当初の目標である平成13年度運営費交付金と比べて2%の削減を達成した。なお、IP電話の導入については、通信コストの削減は図られるが、設備及び予算上の問題から、早期の導入は困難であると判断した。</p> <p>・ 重点調査研究をはじめとする各プロジェクト及び業務について、5カ年での達成状況及び評価委員会からの評価結果を踏まえ、また次期中期計画において想定される重点事項を勘案しながら、各々の事業に必要な人員(特別研究員等)及び予算の配分を行った。また、平成17年11月には、各事業の進捗状況に併せて、予算の補正を行った。特に、健康食品の安全性・有効性情報ネットワーク事業、メタボリックシンドローム関連研究、国民健康・栄養調査関連研究、国際協力関連事業については、次期中期計画においてより重点化を図るべきことと考え、それぞれに適した人材の公募を行った。NR事業によって得られた収入を活用して、特別研究員1名を雇用し、健康食品の安全性・有効性情報ネットワーク事業に配置した。</p>	平成17年度	印刷部数・料金	2,000部	361,200円		発送件数・料金	0件	0円	(参考) 平成16年度	印刷部数・料金	4,000部	1,386,000円		発送件数・料金	0件	0円	平成17年度	委託費	3,622,290円	(参考) 平成16年度	委託費	9,676,800円	平成17年度	発送料金	872件	90,100円		入場者数	590名		(参考) 平成16年度	発送料金	823件	130,370円		入場者数	520名	
平成17年度	印刷部数・料金	2,000部	361,200円																																						
	発送件数・料金	0件	0円																																						
(参考) 平成16年度	印刷部数・料金	4,000部	1,386,000円																																						
	発送件数・料金	0件	0円																																						
平成17年度	委託費	3,622,290円																																							
(参考) 平成16年度	委託費	9,676,800円																																							
平成17年度	発送料金	872件	90,100円																																						
	入場者数	590名																																							
(参考) 平成16年度	発送料金	823件	130,370円																																						
	入場者数	520名																																							

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績																														
<p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立 (3) 業務運営の効率化に伴う経費節減</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立 (3) 業務運営の効率化に伴う経費節減</p> <p>イ 運営費交付金以外の収入の確保 外部研究資金については、関係省庁、民間等の多様な機関からの競争的資金、受託研究費等の獲得に向けて積極的な応募を行うとともに、その他の自己収入の確保を図り、経営基盤の安定を図る。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立 (3) 業務運営の効率化に伴う経費節減</p> <p>ア 経費の節減 (ウ) 予算の効率的な執行 事務用品等の消耗品や実験に使用する各種薬品類等について、引き続き一括購入を行うとともに、競争入札を実施し、より効率的な予算の執行に努める。さらに平成17年度においては、他法人の業務の効率化に係る事例を参考とし、より具体的な効率化の方策を検討することとしている。</p> <p>(エ) 外部委託等の推進 限られた役職員で効率的に業務を行っていくため、統計処理などの業務を外部委託する場合には、研究所が直接実施する場合との処理速度、コストの比較を十分に行い、外部委託が適当なものについては、積極的に委託することとし、業務の効率化を図ることとしている。</p> <p>イ 運営費交付金以外の収入の確保 平成13年度の独立行政法人化以来、当研究所が行っている調査研究に要する経費の大半は国からの運営費交付金により賄われている。それに加え、より充実した発展的な調査研究を行うための手段として、外部資金の獲得に積極的に取り組んできた。運営費交付金以外の資金で行う事業については、人的・時間的資源に配慮しつつ、業務遂行のバランスを計りながら、多くの機会を捉えて外部資金獲得のための努力を行ってきたところであり、その結果として、平成13年度から平成16年度までの外部資金の獲得額は約13億円（預かり金として処理する競争的研究資金を含む）にのぼり、調査研究の遂行に大いに寄与している。なお、平成17年度における外部資金獲得の目標額としては、270百万円（預かり金として処理する競争的研究資金を含む）に設定し、獲得に向けて努力することとしている。又、運営費交付金以外の収入の確保を図るため、あらゆる機会をとらえて、研究所の研究業務等の啓発に努める。具体的には、次のような取り組みを行うこととしている。</p>	<p>平成17年度当初に設定した各事業等に対する予算配賦については、平成17年11月に各々の事業の進捗状況を検討し、予算の補正を行い、より効率的な執行を図った。 また、前年度に引き続き、物品の一括購入を行う等して費用を節減した。</p> <p>前年度に引き続き、自動車運行業務、設備等の点検業務等の定型的業務及びデータ入力業務は、外部に委託した。外部委託にあたっては、経費面だけでなく、外部委託することにより、効率的に業務が進行するかどうかの検討を行った。</p> <p>運営費交付金以外の外部資金の獲得は、中期計画にも明記され、当研究所の財政的基盤の確立を図るため必要なものである。競争的研究費等の外部資金の獲得額は、平成17年度は87件324,796千円であり、目標額270百万円を大きく超えた。この実績は、平成16年度（80件331,507千円）と比べると、厚生労働科学研究費補助金、文部科学研究費補助金、共同研究においては大幅な増加であった。しかし、その他の受託研究費では、昨年度末での終了したものが多かったことから、件数及び額で減少した。（資料④参照）</p> <table border="1" data-bbox="1608 837 2065 1248"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>件数</th> <th>金額（千円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>厚生労働科学研究費補助金</td> <td>31</td> <td>157,874</td> </tr> <tr> <td> 内主任研究者分</td> <td>11</td> <td>77,124</td> </tr> <tr> <td>科学研究費補助金</td> <td>19</td> <td>54,900</td> </tr> <tr> <td> 内主任研究者分</td> <td>17</td> <td>53,400</td> </tr> <tr> <td>がん研究特別助成金</td> <td>1</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>共同研究</td> <td>9</td> <td>14,600</td> </tr> <tr> <td>ヒューマンサイエンス振興財団</td> <td>4</td> <td>23,950</td> </tr> <tr> <td>その他受託研究費</td> <td>23</td> <td>72,972</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>87</td> <td>324,796</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	件数	金額（千円）	厚生労働科学研究費補助金	31	157,874	内主任研究者分	11	77,124	科学研究費補助金	19	54,900	内主任研究者分	17	53,400	がん研究特別助成金	1	500	共同研究	9	14,600	ヒューマンサイエンス振興財団	4	23,950	その他受託研究費	23	72,972	合 計	87	324,796
区 分	件数	金額（千円）																															
厚生労働科学研究費補助金	31	157,874																															
内主任研究者分	11	77,124																															
科学研究費補助金	19	54,900																															
内主任研究者分	17	53,400																															
がん研究特別助成金	1	500																															
共同研究	9	14,600																															
ヒューマンサイエンス振興財団	4	23,950																															
その他受託研究費	23	72,972																															
合 計	87	324,796																															

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
<p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立 (3) 業務運営の効率化に伴う経費節減</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立 (3) 業務運営の効率化に伴う経費節減</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立 (3) 業務運営の効率化に伴う経費節減</p> <p>① 第4回産学官連携推進会議への出席 平成17年6月25日(土)及び26日(日)に京都市で開催される政府主催の第4回産学官連携推進会議に出席し、研究所としてのブースを展示し、産業界等に対して、研究業務等の啓発に努める。</p> <p>② 機関誌「健康・栄養ニュース」の発行 当研究所に関する情報を発信するため、機関誌「健康・栄養ニュース」を前年度に引き続き、定期に年4回(6月、9月、12月、3月)発行する。</p> <p>③ 民間企業との交流 共同研究及び受託研究の促進を図るために、健康・栄養分野の民間企業で構成される団体との意見交換会を開催する。又、研究所のホームページ上に、研究者が取り組んできた研究テーマを、民間企業が関心を持つ内容とスタイルで編集して掲示し、随時、問い合わせをメール等で受けられるシステムを整備する。</p> <p>④ ホームページの充実 新たな受託研究・共同研究の端緒として、又、栄養情報担当者(以下「NR」という。)の更なる発展・普及を意図して、当研究所ホームページに研究成果の概要やNRについての情報を掲載し、ホームページのコンテンツの充実を努めることとしている。</p> <p>⑤ 寄附研究部の収入 当研究所は、平成16年4月に設立した寄附により運営する研究部について、平成17年度も引き続き大塚製薬(株)より3,000万円の寄附を受け入れ、ニュートラシューティカルズ研究部を運営することとしている。 寄附研究部は、平成16年度の研究実績を踏まえ、平成17年度は組織を強化するため、特別研究員1名を増員し、開発的な研究プロジェクトとして位置づけ、産業界に向けてその情報を発信すると共に、当研究所の組織の見直しも視野に入れつつ、次期中期計画における寄附研究部の充実、拡充を図るための基盤の整備に努めることとしている。</p> <p>⑥ 研究施設・設備の利用による収入 当研究所は、平成16年5月より研究施設・設備の活用による自己収入の獲得を図った結果、平成16年度には、約65万円の収入を得ることができたことから、平成17年度においては、使用料として75万円の収入を得ることを目標として、利用促進の広報に努めることとしている。又、次期中期計画においては、その目的とする「運動・栄養・休養」との関係を重視しつつ、研究を遂行しながら、かつ、自己収入を獲得できる方策も検討することとしている。</p>	<p>・ 運営費交付金以外の外部的資金を獲得するために、特に産学共同研究の推進に向けて以下のような取組を重点的に行った。</p> <p>・ 第4回産学官連携推進会議(平成17年6月、京都)において、研究所のブースを設置し、職員6名が当研究所の業務説明、他機関との業務連携、知的財産の活用及び独立行政法人国立健康・栄養研究所栄養情報 担当者(NR)事業等について、積極的にPRを行った。</p> <p>・ 研究所の機関誌「健康・栄養ニュース」を、年4回(6月、9月、12月、3月)発行した。その際、紙媒体以外にも、電子メールによる配信を行った。</p> <p>・ 平成17年1月に行った「技術移転説明会」に参加した民間企業との継続的な交流の成果として、科学技術振興機構のシーズ育成試験研究が共同研究として実施された。また、関係学会において展示を行い、参加企業に研究紹介等を行うことにより、受託研究の締結に至るなど、成果が現れてきている。</p> <p>・ 研究者が取り組んでいる研究テーマを、利用者の視点で紹介した「研究所ご利用の手引き」を更新するとともに、当研究所ホームページに掲載し、メール等で問い合わせが出来るようにした。さらに、民間企業等との新たな受託研究・共同研究の端緒となるよう、当研究所ホームページに産学連携提案テーマデータベース、研究成果の概要等を掲載し、ホームページのコンテンツを充実させた。</p> <p>・ 平成16年4月に設置したニュートラシューティカルズ研究部は、研究所型独立行政法人における初めての取組であり、「民間活力の導入」を目指したものである。当該研究部においては、新しい食品と運動との間の相互作用等について、ヒトを対象とした実験を進めた。この研究分野は国内ではあまり行われておらず、「特定保健用食品」等の新しい食品や国民の健康増進のための手法の開発への発展が期待されている。平成17年度は、特別研究員1名を増員し、組織強化を行った。当該研究部の活動のために平成17年度は3,000万円の寄附があり、平成20年度までの5年間、毎年3,000万円の寄附が見込まれている。</p> <p>・ 平成16年5月より研究施設・設備の活用による自己収入の獲得を図っている。平成17年度においては施設使用料として約91万円の収入を得た。</p> <p>・ 相互の施設を有効に活用した、共同研究の促進等を図るとともに、自己収入の獲得に向けたPR方法等の方策の検討を行った。</p>

国立健康・栄養研究所 評価シート

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
<p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立 (3) 業務運営の効率化に伴う経費節減</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立 (3) 業務運営の効率化に伴う経費節減</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立 (3) 業務運営の効率化に伴う経費節減</p> <p>⑦ 学校法人より研修生を受け入れることによる収入 学校法人からの研修生の受入に係る収入は、対象となる学校法人が策定する規程とも関係するものであり、各学校法人の規程を調査する必要があることから本格的な受入事業は、その結果を見てから当研究所の規程を整備し、次期中期計画の事業の一つとしての実施を検討することとしている。</p>	<p>・ 学校法人からの研修生の受け入れについては、必要な規定の整備を行った。次期中期計画においては、研究所の研究機能の充実及び自己収入の確保、並びに質の高い人材の育成という観点から、戦略的に研修生を受け入れられるよう準備を進めた。</p>

評価の視点	自己評定	A	評定	A
<p>・ どのようにして、運営費交付金事業において有効に配分するとともに、経費節減を図ったのか。</p> <p>・ 運営費交付金を充当して行う事業については、中期目標期間中における支出総額が中期目標の目標数値を達成しているか。</p> <p>・ 経年比較により削減状況（例えば総額・経費ごと）が明らかになっているか。</p> <p>また、削減のために取り組んだ事項の削減に及ぼした効果がどの程度明らかになっているか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>「健康・栄養ニュース」の電子配信や定型的業務の外部委託を行うことにより、経費の節減を図り、当初目標である平成13年度運営費交付金と比べて2%の削減を達成した。運営費交付金以外の収入についても、目標額を大幅に上回った。</p>		<p>(理由及び特記事項)</p> <p>・ 経費削減の取組みが具体的で分かりやすい。</p> <p>・ 外部委託等を行うことにより、経費節減に努めている。</p> <p>・ コスト削減の実績をあげた（電子配信や外部委託等によるコスト削減）</p> <p>・ 寄附研究部への寄附が2年間で1企業だけでは、その運営が軌道に乗ったとは言えない。さらなる活動を期待したい。</p> <p>・ ニュースの電子配信や自動車管理・運転業務の合理化等一定の経費節減の努力が認められるが、特別の成果とは評価しにくい。</p> <p>・ 経費節減に対する意欲、実績ともに評価できる。</p> <p>・ 目標を達成している。</p>	

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績												
<p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>2 効率的な研究施設及び研究設備の利用 研究施設及び研究設備の活用状況を的確に把握するとともに、他の研究機関等との連携及び協力を図り、研究施設及び研究設備の共同利用を促進するなど、その有効利用を図ること。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>2 効率的な研究施設及び研究設備の利用 他機関との共同研究及び受託研究において、双方の研究施設及び研究設備の稼働状況に応じた共同利用を図るとともに、研究体制の規模、研究の成果等に見合った研究室の再配分等により、研究資源の有効活用を図る。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>2 効率的な研究施設及び研究設備の利用</p> <p>(1) 効率的な研究施設及び研究設備の利用 当研究所は、平成13年4月の独立行政法人化以来、研究施設・設備の共同利用を推進してきたところであるが、平成16年度においては、10件の共同研究、4件の受託研究契約を締結し、双方の研究施設・設備を有効利用し、研究を行った。又、平成16年4月には東京大学より応用栄養学研究部長を併任部長として招くなど応用栄養学研究部の強化を図ったことから、研究室スペースの再配分を行い、研究施設・設備のより有効的な活用を図った。 なお、平成17年度は、次期中期計画の策定後、平成18年3月までに研究施設・設備等の効率的な運用を図ることとしている。</p> <p>(2) 研究施設・設備の利用等の推進 当研究所は、平成16年3月に策定した「独立行政法人国立健康・栄養研究所設備等利用規程」に基づき、平成16年4月から利用の申請の受付を開始し、5月からは設備の有償による利用を開始した。 平成16年度は、プール37件、延べ3,178人、骨密度測定装置1件、10人、となっておりプールにあっては想定以上の利用者があったことから、平成17年度は、研究施設・設備の利用等の一層の推進を図るため、利用環境の整備に努めることとし、骨密度測定装置等利用の少ない研究施設・設備については、ホームページ等を通じて広く一般に周知することとしている。平成17年度においては、平成16年度の利用実績を踏まえプール40件、3,400人、骨密度測定装置1件、10人以上の利用を目標とする。 なお、次期中期計画の策定に当たり、施設・設備の利用については、基本的には調査研究に付随するものを第一とし、それに余剰がある場合の一般開放であることは当然のことであり、今後とも調査研究と自己収入の確保を融合できる利用を推進することとしている。又、次期中期計画の策定後、引き続き研究施設・設備が一般に利用しやすくするために、平成18年3月までに利用規程の見直しを行うこととしている。</p>	<p>・ 9件の共同研究、23件の受託研究を実施した。その際、相手方との協議により、研究スペース、人員及び所要経費等を適正に配分した。多くの場合、当研究所の所有する施設・設備を使用し、相手方が経費及び人員（共同研究員等）を負担しており、結果として研究所が所有する施設・設備が有効に活用された。平成16年度より応用栄養学研究部の強化を図り、研究施設・設備をより一層有効に活用した結果、多くの研究成果を得ることができた。</p> <p>・ 次期中期計画の策定を行いながら、新しい組織体制での研究施設及び設備の利用に関して効率性を重視した設計を行い、平成18年3月から研究部門の場所の移動を開始した。</p> <p>・ 平成16年3月に策定した利用規程に基づき、当研究所の所有する施設・設備を一般に開放するとともに、収益を得た。利用者のうち、当研究所の研究に協力する意思を示した者については、使用料を減額した。平成17年度における施設・設備使用実績は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1525 667 2002 751"> <thead> <tr> <th></th> <th>使用回数</th> <th>延べ人数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プール</td> <td>390回</td> <td>5,030人</td> <td>869,925円</td> </tr> <tr> <td>自転車 エルゴメーター</td> <td>2回</td> <td>4人</td> <td>36,540円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 4月20日に実施した研究所のオープンハウス（一般公開）においては、運動施設における健康体操教室、体力測定の実施、ヒューマンカロリーチャンバーの紹介、骨密度測定を行う等、研究所が有する施設の利用についてのPRに努めた。さらに、ホームページ、健康と栄養に関する一般向け雑誌や研究所の一般公開セミナー等の機会に、施設利用に関する情報提供を行った。</p> <p>・ 次期中期計画においては、これらの施設・設備を外部からの利用者がより活用し易くし、また必要な管理を効率的に行うことができるよう、研究部門の再構築と配置換えを行うことを検討した。一方、利用規程の見直しについては、次期中期計画における組織等の改正が大規模になったことから、新しい研究体制及びスペースが軌道に乗った後に、実情により即して見直しするため、平成17年度には見直しを行わない判断を下した。</p>		使用回数	延べ人数	金額	プール	390回	5,030人	869,925円	自転車 エルゴメーター	2回	4人	36,540円
	使用回数	延べ人数	金額												
プール	390回	5,030人	869,925円												
自転車 エルゴメーター	2回	4人	36,540円												

評価の視点	自己評定	A	評定	A	
<p>・ 研究設備の共同利用の実施状況はどのようなものか。</p> <p>・ 研究所の設備等の共同利用を促進するために、どのようなPRを行ったのか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>庁舎管理上の課題点を乗り越え、利用規程に基づき、施設・設備の一般開放を行い、収益を得た。参加者の同意のもと、研究に協力する者は利用料を減額とし、相互にとってメリットが得ることができるようにした。また、共同・受託研究により施設・設備の一層有効に活用した結果、多くの研究成果を得た。</p>		<p>(理由及び特記事項)</p> <p>・ 基本的に計画通りの成果とみなせる。</p> <p>・ 設備等の利用規程に基づき、施設利用に努めた。</p> <p>・ 研究協力者への利用料減額は研究所の施設開放のあり方として評価できる。</p> <p>・ プール貸与につき、特に研究とのタイアップ等工夫がみられる。</p> <p>・ プールは別として、研究施設・設備の利用目標が低すぎる。特に、骨密度測定装置の利用。</p> <p>・ 研究への協力を得ながら施設が利用されていることは、一般人の研究への理解力アップにつながるもので、人を対象とした継続研究への活用を期待する。</p> <p>・ 研究者へのメリットのある方法を模索しているとのことであるが、大きな効果とはみえない。</p> <p>この面での戦略について再考することを期待したい。</p> <p>・ 一般開放はもとより、他研究機関との共同研究に対し努力されたい。</p> <p>・ 施設共同利用の普及に一層の推進を図るため努力されたい。</p>		

国立健康・栄養研究所 評価シート

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績	
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 社会的ニーズの把握 国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究並びに国民の栄養その他国民の食生活に関する調査及び研究等を行うことにより公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的に設立された独立行政法人として、国民生活の場で生じている国民の健康及び栄養に関する諸問題を的確に捉え、社会的なニーズに対応した調査及び研究を積極的に実施するため、毎年度、健康及び栄養に関する活動を行っている業界団体等の団体等との間で情報交換を行うとともに、独立行政法人国立健康・栄養研究所（以下「研究所」という。）の業務に関する要望、意見等を開くことを目的とする場を設けること。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>1 社会的ニーズの把握 健康及び栄養に関係する業界団体等の団体等との情報交換の場を設け、研究所に求められている社会的ニーズの把握に努める。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>1 社会的ニーズの把握 独立行政法人化以前は、社会との接点をより強固にするために健康・栄養に関連する外部の団体と積極的につながりをもつことはほとんどなかった。平成13年度からは、毎年4～6団体程度との意見交換を行う場を設けて研究所に期待されているニーズ等の把握に努めてきた。そして、いくつかの団体とは意見交換の場をきっかけとして、密接な協力関係を継続している。中期計画最終年度である平成17年度においては、過去4年間において意見交換会を行ってきた団体との連携・協力関係の維持・発展を目指しながら、これまで十分な接点をもってこなかった職能・専門分野を中心に、新たに4団体程度との意見交換会を実施することとしている。</p> <p>3 「独立行政法人国立健康・栄養研究所認定栄養情報担当者（NR）」の認定 現在、国内に氾濫している「健康食品」（「健康食品」と標榜しているものを含む。）の取扱いについては、それらの「健康食品」に関する情報が不足しており、国民生活に大きな影響を与えている。そのような状況の中で国民の多くは、正確、かつ迅速な情報を得ることを望んでいる。 当研究所は、それらの社会的ニーズに応えるため、「栄養情報担当者（NR）」（以下「NR」という。）の認定を行うこととし、平成16年5月に第1期の「NR」422名（受験者667名）を認定した。 認定された「NR」は、多くの職種（医師、栄養士、薬剤師等）、地域にわたっており、すでに活躍を始めている。これらの「NR」は、専門的な知識を必要とし、常に新しい情報を吸収しなければならないことから、平成17年度、当研究所は、全国5カ所においてNR資格更新のための研修会を実施することとし、「NR」の育成及びサポートについて所を挙げて進めて行くこととしている。 平成17年度における「NR」の認定については、700人程度を見込んでおり、指定する養成講座の数については、30以上（現在23）を目標としている。</p>	<p>平成17年度は中期計画の最終年度であり、過去4年間に意見交換を行った諸団体との継続的な協力・交流に力を入れた。また、新たに意見交換を行う場合は、次期中期目標が厚生労働大臣より示され、今後5カ年の研究所の方向性がある程度定まった後に、具体的な研究及び業務協力についてニーズの把握等に努めた。</p> <p>1) 独立行政法人食品総合研究所 日時：平成17年12月5日（火） 話題：「独立行政法人の評価の動向と最新の研究成果について」</p> <p>2) 全国保健所長会 日時：平成18年2月28日（火） 話題：『「健康食品」の安全性・有効性情報ネットワークにおける保健所との連携について』</p> <p>3) 早稲田大学先端科学・健康医療融合研究機構 日時：平成18年3月15日（水） 話題：「将来の両研究機関の協力・提携について」</p> <p>4) 佐伯栄養専門学校 日時：平成18年3月29日（水） 話題：「今後の事業における協力関係等の可能性について」</p> <p>平成16年度までに実施した意見交換会の具体的な成果として、平成17年度に実施した主な事項は以下の通りである。 ①社団法人日本栄養士会が主催する食事摂取基準の活用及び高齢者の栄養ケア・マネジメント等に関する各種セミナーへの専門的協力等 ②社団法人全国保健センター連合会との共催による、市町村栄養士を対象とした資質向上のためのシンポジウム ③財団法人健康・体力づくり事業財団が発行する健康づくり情報誌への編集協力及び教材開発への技術協力 ④女子栄養大学、早稲田大学保健科学学術院との連携大学院の発足</p> <p>「第2回栄養情報担当者（NR）認定試験」（平成17年6月27日に東京、大阪で実施）では、受験者数1,139名、合格者数299名であった。平成16年度に行った第1回試験と合わせて、721名にNRの資格を付与した。その数はほぼ見込み通りである。また、「第3回資格確認試験」（平成17年11月13日実施）については、受験者数299名、合格者数78名であった。養成講座数については、平成17年度に3講座増え、26講座となった。</p> <p>721名のNRは、全都道府県に居住しており、正確かつ迅速な情報の提供に努めている。また、新聞等にもその存在を上げられたことから、徐々にではあるが社会的な認知度も高まりつつある。平成17年12月にフォローアップモニタリングのためのアンケート調査を実施し、それによると「基本給が上がった」、「資格手当がついた」と回答も見られ、雇用者から見てそのスキルが評価されているようである。（資料⑤参照）</p> <p>認定したNRに対して最新の情報とより高いレベルの知識を提供するために、研究所としての研修会を5カ所（1回90分講義3コマ；東京、名古屋、大阪、広島、福岡）開催した。これらの研修会には延べ538名のNRが出席してレベルアップを図り、また更新のために必要な単位の一部を取得した。また、新しい食事摂取基準、健康食品に関連する新しい制度等に対応して、「健康・栄養食品アドバイザースタッフ・テキストブック」の改訂を行った。</p> <p>さらに、平成17年2月に発足したNR協会が主催で実施した研修会に研究者を派遣するなど、協会の活動に協力した。</p>	
<p>評価の視点</p>	<p>自己評定</p>	<p>A</p>	<p>評定</p>	<p>A</p>
<p>・団体等との情報交換の実施状況はどうか。（回数、団体数等） ・団体については、健康分野、栄養分野にかたよりはしないか。 ・団体等からの要望に対して、どのように実施又は改善したのか。 ・NR認定制度の実施状況はどうなっているか。</p>	<p>（理由及び特記事項） 次期中期計画を念頭に置き、具体的な研究及び業務協力についてニーズの把握に努めた。また、過去4年間に意見交換を行った諸団体との継続的な協力・交流に力をいれ、共催によるシンポジウムの開催や連携大学院の発足など成果を上げた。</p>		<p>（理由及び特記事項） 引き続きNR制度のモニタリングを行うべきである。 意見交換会実施団体から適切な社会ニーズの把握に努めている。 ニーズ把握への努力は評価できるが、NRに偏らずにさらに広い視点の開拓と具体的な取組みも必要と考える。 多くの外部団体と協力している。NRも定着しはじめた。 社会的ニーズを把握するための努力を評価したい。</p>	

- ・NR制度に対する社会の反応を計画的にモニタリングしてほしい。
- ・社会的ニーズを積極的に図っており、正確な栄養情報を発信するための支援体制に対する強さと発展性が期待できる。
- ・社会的ニーズ把握が適切である。
- ・NR認定も順調であり、またフォローも行われている。
- ・NR制度の定着に対し着実に成果があがっていると認められる。今後その効果が目に見える形で現れることを期待する。
- ・評価のためNRへの対応をより明瞭にする必要がある。

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>2 行政ニーズ及び社会的ニーズに沿った調査及び研究の実施 行政ニーズ及び社会的ニーズへの対応を通じてその社会的使命を果たすため、次に掲げる調査及び研究等を確実に実施すること。</p> <p>(1) 国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究 国際的な動向を踏まえ、日本人のエネルギー消費基準値に関する研究を行い、食事摂取基準等の栄養所要量の改定に資すること。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>2 行政ニーズ及び社会的ニーズに沿った調査及び研究の実施 行政ニーズ及び社会的ニーズに対応した業務を行うため、社会経済の変化、科学技術の進展、疾病構造の変化、国内外の関係する研究の動向等の情報の収集に努め、業務を効果的かつ効率的に遂行するよう努める。</p> <p>(1) 重点調査研究業務 調査研究業務の成果を効率的に挙げていくため、重点的に推進すべき研究業務を明確にし、研究資源を重点的に配分するなど、調査及び研究の計画的進展を図る。</p> <p>中期目標期間中に次に掲げる調査及び研究の業務を重点的に実施する。</p> <p>ア 国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究 次に掲げるエネルギー代謝に関する調査及び研究 (ア) 日本人の性別、年齢階級別等のエネルギー消費量の測定 (イ) 糖質、脂質、たんぱく質等のエネルギー基質の算定 (ウ) 「日本人の栄養所要量」改定のエネルギー所要量の基礎資料の提示</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>2 行政ニーズ及び社会的ニーズに沿った調査及び研究の実施</p> <p>(1) 重点調査研究業務 ア 国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究 日本人の食事摂取基準の定期的で円滑な改定に資するため、エネルギー代謝に関する研究等、次の調査及び研究を実施することとしている。 (ア) これまでのヒューマンカロリメーターおよび二重標識水法を用いた研究により、日常生活における身体活動量の正確な評価が重要であることが明らかとなったことから、これらの方法で得られた結果を基準として、さらに日常生活における身体活動量を評価する新しい身体活動評価技法を取り入れ、次期「日本人の食事摂取基準」(2010年より使用予定)における身体活動レベル推定に資する質問紙の開発を目指すこととしている。 (イ) 二重標識水法により日常生活におけるエネルギー消費量の測定及び身体活動レベルの評価を行い(約250名の20歳代から70歳代男女のデータの収集)、次期食事摂取基準(2010年より使用予定)におけるエネルギーの摂取基準策定に資することとしている。</p>	<p>・(ア) 加速度計や質問紙を用いた身体活動の評価法に関する検討 質問紙法による身体活動レベルの推定法に関する研究を行った。その結果、質問紙から得られた運動や歩行等の情報により、活動量が多い者の身体活動レベルは、ある程度推定できるが、活動量が少ない者における個人差は判別できないことが明らかとなった。 ヒューマンカロリメーターから得られたエネルギー消費量と3次元加速度計から得られたデータから、身体活動強度やエネルギー消費量を3次元加速度計から推定する方法を考案した。次に、その推定式を日常生活に適用し、二重標識水法を基準として比較したところ、1次元加速度計と比べ、身体活動レベルの個人差を説明できることが明らかになった。ただし、1次元加速度計ほどではなかったが、身体活動レベルやエネルギー消費量を過小評価することも確認された。 成人を対象に睡眠時代謝量および基礎代謝量の推定式を作成するとともに、その変動要因について検討した。その結果、得られた睡眠時代謝量の推定誤差は、これまで報告されている値と比べてかなり小さいことが明らかとなった。こうして得られた推定式は、身体活動レベルやエネルギー消費量推定に有効であると考えられる。</p> <p>・(イ) 二重標識水法によるエネルギー消費量及び身体活動レベルの評価 主に60歳代と70歳代の高齢者のデータを蓄積した。その結果、より高齢である方が、身体活動レベルが小さくなる傾向がみられた。しかし、このような高齢者では、生活内容が多様で、大きな個人差もみられ、運動習慣によっては、非常に大きな身体活動レベルが観察された。</p> <p>・これらの結果は、本中期計画で新たに導入したヒューマンカロリメーターと二重標識水法により実測されたエネルギー消費量と、質問紙法や1次元加速度計、基礎代謝量測定など、これまで主に用いられてきた方法により推定されたエネルギー消費量を比較することにより、推定法の問題点を明らかにし、国民健康・栄養調査等に使用可能な質問紙法の改良や3次元加速度計の応用などによるエネルギー消費量推定の改善方策の開発可能性を示した。</p>
<p>評価の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査及び研究の業務が適切に遂行されているか。 調査及び研究の成果を公表できる場合は、学会、メディア等に発表しているか。 行政ニーズ及び社会的ニーズが明確になっているか。 研究の成果が示されているか。特に中長期的な観点から成果を評価する必要がある調査研究については具体的な効果に関する将来展望が示されているか。 効率的な研究への取組がなされているか。 	<p>自己評定</p> <p style="text-align: center;">A</p> <p>(理由及び特記事項) ヒューマンカロリメーターと二重標識水法により実測されたエネルギー消費量と、質問紙法や1次元加速度計、基礎代謝量測定など、これまで主に用いられてきた方法により推定されたエネルギー消費量を比較することにより、推定法の問題点を明らかにした。これにより、「食事摂取基準(2005年版)」に対応した国民健康・栄養調査における身体活動を把握する調査手法を開発した。またこれまでの研究成果を基に、「運動基準」「運動指針」改定のための科学的根拠を示した。</p>	<p>評定</p> <p style="text-align: center;">A</p> <p>(理由及び特記事項) 行政施策のエビデンスを提供するなど、確実な実績を出してきていると考えられる。 研究成果を基に科学的根拠に関して貴重な知見を得ている。 国際的に明らかになっていることを我が国に应用することをノイエス(新現性)としているのか。又は国際的にもノイエス(新現性)なことを明らかにしているのかを明確にすることが望ましい。 研究成果が食事摂取基準に活かされている。 よく努力されている。個人差の判別が可能な簡便な身体活動評価法をぜひ完成させてほしい。 高齢者のデータが極めて少ない中で、介護予防に資する大きなものである。 エネルギー消費量の測定においては、簡易測定器がDLW法を裏付けられる測定法の正確さを検証し、多くのデータ蓄積に資することを期待する。 簡易測定(歩数など)による身体活動レベルの評価が可能になることが期待される。 成果は当初の目標を超えていると思われる。 計画を達成している。</p>	

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>2 行政ニーズ及び社会的ニーズに沿った調査及び研究の実施</p> <p>(2) 国民の栄養その他国民の食生活の調査及び研究 国民の健康及び栄養の状態の動向を適切に把握するため、コンピュータ処理システムを開発し、栄養調査の効率化及び高度化に資すること。また、行政における政策立案に寄与するために、結果データのより一層の活用のためのデータベースの構築及びその公開を行うこと。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>2 行政ニーズ及び社会的ニーズに沿った調査及び研究の実施</p> <p>(1) 重点調査研究業務 イ 国民の栄養その他国民の食生活の調査及び研究 次に掲げる国民健康・栄養調査の高度化システムに関する調査及び研究 (ア) 新しい食品等に適宜対応することができる栄養調査コンピュータ処理システムの開発 (イ) 栄養調査結果データの活用のためのデータベースの構築 (ウ) 国民健康・栄養調査の効率化及び標準化への適応</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>2 行政ニーズ及び社会的ニーズに沿った調査及び研究の実施</p> <p>(1) 重点調査研究業務 イ 国民の栄養その他国民の食生活の調査及び研究 健康増進法に基づく国民健康・栄養調査のより一層の効率化とデータの有効活用を推し進め、国及び地方公共団体において平成17年度に行われる「健康日本21」の中間評価に資することを目的として、栄養調査の高度化システムの開発等、次の調査及び研究を実施する。 (ア) 健康・栄養調査データの高度集計・解析システムの更新 (イ) 新しい食品に適時対応するための食品データベースの更新 (ウ) 健康・栄養調査結果データの活用のためのデータベースの更新 (エ) 国民健康・栄養調査の効率化及び標準化に関する検討 特に、(ア)においては、「日本人の食事摂取基準(2005年版)」を適用した栄養素摂取量データの解析・集計手法の検討及び活用を図る。さらに、国民健康・栄養調査及び都道府県が独自に行う健康・栄養調査のより一層の標準化を目指して、関連資料の作成、管理栄養士等を対象とした講習会の開催、ホームページ等を介した情報提供を引き続き行うこととしている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 健康・栄養調査データ解析システム(「国案調」)については、①食事摂取基準(2005年版)の適用(各栄養素における5つの指標の組合せ対応を含む)、②日本食品標準成分表5訂増補版への対応(脂肪酸及びマンガン追加を含む)、③スタンドアロン機能の強化及びマクロ機能による拡張性の向上に関して、システムの更改を図った。 新しい食品への対応としては、特定保健用食品を中心に約80食品の成分値をデータベースに追加するとともに、日本人の食事摂取基準(2005版)へのデータベースの更新を行った。 16年度設計・開発した国民栄養調査結果(1946～2000年)のデータベース(pdfによる過去の報告書のアーカイブを含む)を、研究所ホームページから公開した。さらに、保健所等で調査を実施するために必要な情報、及び調査者へのトレーニングのための教材をホームページから提供した。 「健康日本21」の中間評価のために実施される都道府県レベルの健康・栄養調査の解析・評価への支援を、山形県、熊本県から委託を受けて行った。新潟県中越地区における震災後の仮設住宅の栄養調査への技術支援により得られた解析結果等を、学会に発表した。また、平成18年3月に、都道府県栄養士等を対象として、「日本人の食事摂取基準(2005年版)を活用した地域における健康・栄養調査～データの評価分析を中心として」というテーマでセミナーを開催した。

評価の視点	自己評価	S	評 定	A
<ul style="list-style-type: none"> 調査及び研究の業務が適切に遂行されているか。 システムの開発状況及び活用状況はどのくらいか。 データベースの開発状況及び活用状況はどのくらいか。 行政ニーズ及び社会的ニーズが明確になっているか。 研究の成果が示されているか。特に中長期的な観点から成果を評価する必要がある調査研究については具体的な効果に関する将来展望が示されているか。 効率的な研究への取組がなされているか。 	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>健康増進法に基づき行われる「国民健康・栄養調査」に対応し、調査実施、データ管理、データ解析等の各段階に必要な技術的対応を十分に行った。「健康日本21」中間評価のための都道府県における健康・栄養調査の解析・評価のための技術的支援を積極的に行うとともに、研究所ホームページに調査者トレーニングのための教材を公開した。さらに、都道府県栄養士等を対象とした「日本人の食事摂取基準(2005年版)を活用した健康・栄養調査～データ解析を中心として」というテーマでセミナーを行った。</p>		<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政ニーズに対応した質の高い調査研究業務が推進されていることが高く評価できる。 国民健康・栄養調査データの高度集計・解析システムの更新、結果データの活用のためのデータベースの更新に適切な技術的対応に努めるとともに、調査の効率化、標準化に関する検討を行っている。 調査者トレーニングの工夫は評価できる。 健康日本21の基礎データ・研究に十分対応した。次はメタボリック対策への貢献に全力をあげてほしい。 国民の健康・栄養調査に対する研究所の努力は高く評価できる。さらに強いリーダーシップを発揮してほしい。 国民健康・栄養調査は日本人の食事、栄養と健康を把握する大切な調査であり、システムの研究開発、調査者の教育、データの活用と系統的に行政ニーズにも社会的ニーズにも対応できている。 データシステムの効率化・精度向上など確実な成果があがっている。現場との連携が強まっている点が評価できる。 予定に沿った成果と考える。 データベース開発が順調であることを評価する。 	

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>2 行政ニーズ及び社会的ニーズに沿った調査及び研究の実施</p> <p>(3) 食品についての栄養生理学上の調査及び研究</p> <p>食品成分の調査研究を実施することにより、その生理的有効性を明らかにし、適正な摂取量に関するデータを収集し、栄養機能食品の規格基準の策定の検討に資すること。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>2 行政ニーズ及び社会的ニーズに沿った調査及び研究の実施</p> <p>(1) 重点調査研究業務</p> <p>ウ 食品についての栄養生理学上の調査及び研究</p> <p>次に掲げる食品成分の健康影響の評価に関する調査及び研究</p> <p>(ア) 食品成分の生理的有効性の評価</p> <p>(イ) 食品成分の健康影響の評価方法の確立</p> <p>(ウ) 国内の規格基準の制定又は改廃の基礎資料の提示</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>2 行政ニーズ及び社会的ニーズに沿った調査及び研究の実施</p> <p>(1) 重点調査研究業務</p> <p>ウ 食品についての栄養生理学上の調査及び研究</p> <p>保健機能食品制度、食品保健行政施策の円滑な実施に資するため、「健康食品」及び栄養補助食品中の食品成分の生理的有効性及び安全性に関して、その評価方法や適正な摂取基準等の検討も含めて、引き続き次の(ア)～(ウ)の調査及び研究を行うこととしている。又、平成17年度は中期計画の最終年度であることから、年度が終了する時点までに主要なものについての調査及び研究を終了し、情報の整理・発信に努めることとしている。</p> <p>(ア) 食品成分の健康影響に関する評価方法の検討</p> <p>(イ) 食品成分の生理的有効性に関する評価</p> <p>(ウ) 国内の規格基準の策定・改変等、食品保健行政施策に資する基礎資料の作成</p>	<p>健康影響評価のターゲットを生活習慣病のうち罹患頻度の高い肥満・糖尿病、循環器疾患、骨・関節に対する有効性を標榜する代表的な健康食品を取り上げた。また、これら健康食品と薬物との相互作用、アレルギー惹起性についても検討した。</p> <p>1) 平成15・16年度の研究の結果、ダイエット食品素材シトラスアウランチウム(CA)単独摂取では、過剰摂取を避ければ安全であるが、脂肪蓄積抑制効果は低いことが明らかとなった。今年度は日常レベルのカフェインとカフェキニン併用時のCAの有効性・安全性について検討した。その結果、併用によっても、CAの脂肪蓄積抑制効果は増強せず、CAにより増加する尿中アドレナリン排泄量もさらに増加することとはなかった。</p> <p>2) L-カルニチンは脂肪燃焼による痩身効果を標榜する健康食品に含まれる。L-カルニチン摂取が脂質代謝や体脂肪蓄積に及ぼす影響と過剰摂取の影響を調べるため、ラットを用い、血清・肝臓脂質、脂肪蓄積、肝・腎機能、β酸化酵素活性測定と病理組織学的検討を行った。L-カルニチン摂取は脂質代謝の改善や脂肪蓄積に対する有効性や肝・腎機能に対する影響を認めなかった。病理組織学的には尿管上皮内に中等度の好酸性物質出現を示した。</p> <p>3) メチルスルホニルメタン(MSM)は近年、関節炎の痛みと炎症の軽減作用を期待させる健康食品素材として市場に出回っているが、有効性に関する科学的根拠は不十分である。そこで本年度は変形性関節症を自然発症するSTR/Ortマウスを用いてMSM摂取の影響を評価した。その結果、MSMはヒトが通常健康食品から摂取する量では安全であり、膝関節症に対して僅かな有効性が期待できるが、過剰摂取は避けるべきであることが判明した。</p> <p>4) イチョウ葉エキシ(GBE)は、肝臓薬物代謝酵素(CYP:チトクロームP450)を誘導し、経口血糖降下薬や降圧薬との併用によりそれら医薬品の有効性を減弱させる可能性を動物実験で示してきた。今年度はそのGBE中のCYP誘導成分の検索を行い、ピロバライドが誘導の本体であることを示した。</p> <p>5) 健康食品中にはアレルギー誘発物質の含まれている可能性がある。クロレラ、スピリリナ、メシマコブ、アガリクス、プロポリス、核酸、サバス、ローヤルゼリー、ゴヤー茶、ビール酵母、シルクパウダー、アロエ、田七人蔘、杏仁について、抗カシューナッツ抗体及び抗ビーナッツ抗体との反応性をウェスタンブロッティングで調べた。その結果、ビール酵母、ゴヤー茶、杏仁に交差性を疑わせるバンドが複数観察された。</p> <p>各研究テーマごとのミニレビューと本プロジェクトで得られた研究成果及びその一般向けの解説をホームページ上から引き続き情報発信した。</p>

評価の視点	自己評定	A	評定	A
<ul style="list-style-type: none"> 調査及び研究の業務が適切に遂行されているか。 何品目のデータを収集することができたのか。 調査及び研究の成果を公表できる場合は、学会、メディア等に発表しているか。 行政ニーズ及び社会的ニーズが明確になっているか。 研究の成果が示されているか。特に中長期的な観点から成果を評価する必要がある調査研究については具体的な効果に関する将来展望が示されているか。 効率的な研究への取組がなされているか。 	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>生活習慣病のうち罹患頻度の高い、肥満、糖尿病、循環器疾患、骨・関節に対する有効性を標榜する健康食品にターゲットを絞り、十分な成果を上げることができた。学会等での発表に加え、専門家向けのレビュー、幅広い方々を対象としたミニレビューを作成し、ホームページを通じて広く公開した。</p>		<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康食品を取り巻く社会の「誤解」「不安」を解消することに向けて、重要な研究が推進されていると高く評価できる。 健康食品の有効性に関する貴重な成果をあげ、情報公開に努めた。 カルニチンのネガティブデータは貴重。今後こうしたデータを基に健康食品制度への提言なども必要と考える。健康食品全体の中のエビデンスの程度など全体像の把握も期待したい。 ダイエット食品・健康食品の安全性など国民のニーズに応えている。一般向けの情報をさらに分かりやすく大量に提供してほしい。 興味あるオリジナルデータが数多く得られたと判断する。しかし、十分な成果を挙げることができたと判断されるには、中長期的な数値目標や判断基準が必要である。 健康食品による効果・効能・健康被害に対するニーズは高く重要であることから、必要性の高いものを把握しつつ継続を期待する。 	

- ・健康食品の安全性・有効性評価は国民的関心事である。健康食品に対してメーカー自身、あるいは第三者機関、さらにはユーザー自身が評価できるような一般試験法などへ発展させることはできないか。
- ・研究成果の公表が十分になされている。

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>2 行政ニーズ及び社会的ニーズに沿った調査及び研究の実施</p> <p>(4) 基盤的研究</p> <p>将来生じ得る研究課題にも迅速かつ的確に対応することができるよう、研究基盤としての研究能力を継続的に充実、向上させるため、国内外における健康及び栄養に関する研究の動向を踏まえつつ、基盤的な研究を戦略的に実施すること。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>2 行政ニーズ及び社会的ニーズに沿った調査及び研究の実施</p> <p>(2) 基盤的研究</p> <p>将来生じる可能性のある研究課題にも迅速かつ的確に対応することができるよう、研究能力を継続的に充実させるため、次に掲げる基盤的な調査及び研究を戦略的に行う。</p> <p>ア 次に掲げる健康及び栄養に関する独自の調査及び研究又は萌芽的な調査及び研究</p> <p>(ア) 身体活動量とエネルギー代謝との関係</p> <p>(イ) 食事摂取基準</p> <p>(ウ) 食品栄養素と生理機能との関係</p> <p>(エ) 代謝異常の機序の解明</p> <p>イ 生活習慣病予防に関する調査及び研究</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>2 行政ニーズ及び社会的ニーズに沿った調査及び研究の実施</p> <p>(2) 基盤的研究業務</p> <p>当研究所は、平成13年度の独立行政法人化以来、従前から実施してきた調査研究に加え、将来又は突発的に生じる可能性のある研究課題に的確に対応できる研究能力を充実させる目的で4年間にわたり次に掲げる基盤的な調査研究を実施してきたが、平成17年度は中期計画の最終年度であることから、継続して実施してきたものについては、年度が終了する時点までに成果を示すこととしている。</p> <p>ア 次に掲げる健康及び栄養に関する独自の調査及び研究又は萌芽的な調査及び研究</p> <p>(ア) 運動、身体活動量の質的・量的評価及びその健康影響に関する研究</p> <p>(イ) ヒトを対象とした栄養学的試験、新しい食品素材の開発等の食品科学的研究</p> <p>(ウ) 代謝異常等の機序及び予防法に関する研究</p> <p>なお、研究課題は所内公募とし、外部の専門家を含めた評価委員会を設け競争的、かつ適正に課題の選定を行うこととしている。</p> <p>イ 生活習慣病予防に関する調査及び研究</p> <p>生活習慣の改善を介した生活習慣病の予防対策に資するため、個々人の食生活・運動・休養等の生活習慣の改善を支援する自己学習システムの研究開発を行ない、平成17年度にはシステムを完成させることとしている。</p>	<p>平成17年度の業務の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> 将来発展性のある研究に迅速かつ的確に対応し、又、研究者の能力を継続的に充実させるため、3つの分野について所内公募を行い、申請された9課題の中から6課題を選定した。 主要な成果は下記の通りである。 <ul style="list-style-type: none"> 運動による体脂肪減少作用には骨格筋の AMPK、特に $\alpha 2$ AMPK の活性化が必要であることがわかった。また、運動による骨格筋での PGC-1 α 発現増加に交感神経系の興奮が関与していることを明らかにした。高フルクトース摂取による脂肪肝は魚油、イソフラボン、カテキン摂取により抑制されたが、VLDL 分泌増加は魚油のみにより抑制された。魚油摂取により、肝臓ミトコンドリアで脱共役が亢進することが示され、抗肥満効果の原因であることが推定された。 昨年度までに構築・改修したシステムを使って、インターネットを通じて支援者希望の栄養士及び生活習慣改善を希望する参加者を募集し、実際の生活習慣改善のための運用試験を実施した。試験は、対象者・支援者の1対1のペアリングをおこない、6ヶ月間の生活習慣の改善(体重減少・生活習慣の改善等)を目的とし、インターネット上での栄養教育(支援)を実施した。その結果、体重減少を含む身体状況の改善や生活習慣の変化が認められ、行動変容理論に基づいたインターネット上での栄養教育の実施が食習慣や運動習慣を含む生活習慣の改善に有効であることが明らかになった。 栄養士介入型の双方向通信栄養教育システムである「自己学習システム」をインターネット上に完成させ、栄養教育ツールとしての有効性を明らかにし、今後の実用化に向けての基本仕様を完成させた。

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>2 行政ニーズ及び社会的ニーズに沿った調査及び研究の実施 (4) 基盤的研究</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>2 行政ニーズ及び社会的ニーズに沿った調査及び研究の実施 (2) 基盤的研究 ウ 健康及び栄養に係る科学技術に関する情報、国内外の規格基準その他の資料等の調査及び研究</p> <p>エ 食品中の栄養成分の生体利用性の評価に関する調査及び研究</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>2 行政ニーズ及び社会的ニーズに沿った調査及び研究の実施 (2) 基盤的研究業務 ウ 健康及び栄養に係る科学技術に関する情報、国内外の規格基準その他の資料等の調査及び研究 国及び地域レベルでの「健康日本21」計画の推進等に資するため、生活習慣病対策及び関連する調査研究、「健康日本21」地方計画に関する情報をデータベース化しウェブ上で公開する。さらに、健康・栄養に関わる国内外の情報をデータベース化し、多くの国民及び関連職種が広く活用できるように公開する。平成17年度は特に、子ども向けの情報発信も行うこととしている。</p> <p>エ 食品中の栄養成分の生体利用性の評価に関する調査及び研究 いわゆるサプリメントを含めた栄養機能食品等に含まれる栄養成分の生体利用性の評価手法を確立するために、ビタミンD並びにE同族体及び糖質に関連する結合タンパク等に関して、主に分子生物学的手法を用いた解析を行うこととしている。</p>	<p>平成17年度の業務の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究業務達成のために、これまで作成してきたデータベースやシステムの継続運用、アップデートを行っている。すなわち、①当研究所のコンピュータシステム、Webサイトの管理・運用、②専門家・行政担当者向け情報発信、③一般向け情報発信、④情報の国際発信を実施している。その他、所内のネットワークに関するセキュリティ面での管理や他のプロジェクトとの連携も行っている。 これらに加えて本年度は特に、1) システムの強化（サイト診断への対応、セキュリティ監査強化）、2) 「健康日本21」地方計画データベースの公開及び解析、3) キッズページの開発を実施した。 <p>1) サイト診断の結果、いくつかの問題点が浮かび上がったが、それらに対応し、再診断を受けた結果、アクセス性の向上が確認された。また、コンピュータセキュリティ面においては、さらに強化していくことが望まれた。</p> <p>2) 「健康日本21」地方計画データベースについては、47都道府県および465の自治体すべての計画をウェブ上で公開している。また、その後の調査により情報の追加を行った。</p> <p>3) 子ども向けのページ（キッズページ）開発に着手し、有用サイトのリストアップを終え、当研究所独自のページも作成してきた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 食品中の栄養成分の存在形態及び量との関係を細胞並びに分子生物学的手法を用いて解析し、生体利用性を評価法検討する技術的基盤を作ることを目的として、ビタミンをはじめその他の食品成分の一部について調査研究を行った。 ビタミンDは核内受容体を介した"genomic"作用の他に、膜受容体を介した"non-genomic"作用を評価するために、ビタミンD膜受容体を直接クローニングする手法を構築した。生体内で安定なビタミンE類（tocopherol, tocotrienol）の抗酸化性をブロックした新規エーテル誘導体であるトコトリエノール（TEおよびT3E）を合成し、この両化合物を用いて、癌細胞培養系および発癌モデル系における細胞増殖制御を指標にした機能性の評価解析を行った。また、ビタミンEの新たな生理作用発現に深く関与すると考えられる新規のビタミンE結合タンパクを同定し、その転写因子としての機能解析を行った。 グルコースによる糖新生系酵素遺伝子発現を調節する新規の転写因子をクローニングした。この転写因子の詳細な機能解析を行った。食品中に含まれる栄養成分、その誘導体等を分析して生体における存在形態及び情報伝達分子を解析し、その利用性に関する評価法の基礎資料を得た。

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>2 行政ニーズ及び社会的ニーズに沿った調査及び研究の実施 (4) 基盤的研究</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>2 行政ニーズ及び社会的ニーズに沿った調査及び研究の実施 (2) 基盤的研究</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>2 行政ニーズ及び社会的ニーズに沿った調査及び研究の実施 (2) 基盤的研究業務</p> <p>オ 健康食品等の安全性情報ネットワーク構築 「健康食品」による健康危害の防止、保健機能食品等の適切な利用、健全な食生活の推進に資するために、研究所のホームページ等を窓口として、食品・食品成分、健康障害を起こす「健康食品」、その他の食品・食生活に関する問題と対策等に関する情報をネットワークとして共有・提供し、それらを踏まえて「健康食品」の有効性・安全性に関する調査等を行うこととしている。平成17年度は、情報の追加、更新並びにシステムの修正作業等を中心に行うこととしている。</p> <p>カ 生活習慣病関連遺伝子解析 肥満、高血圧、糖尿病及び高脂血症に対するより効果的な予防方策を検討するための基礎データを得ることを目的として、これらの疾病との関連性が示唆される遺伝子マーカーと食事・運動、その他の生活習慣要因の交互作用を解析することとしている。</p>	<p>健康食品等が関係した問題に対応するシステムとして、インターネットを活用した「健康食品等の安全性情報ネットワーク」の構築作業を前年度と同様に行った。本年度に「健康食品の安全性・有効性情報」(http://hfnet.nih.go.jp/)に追加した情報は、下記の5点である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 約200の特定保健用食品情報、 2) 前年度に作成した約140の健康食品の素材情報、 3) 国内の情報だけでなく、米国FDA、カナダ保健省、香港衛生署から出されている安全情報・被害関連情報、 4) 厚生労働省から出されている保健機能食品等のパンフレットの紹介情報、 5) 新しい食事摂取基準に対応したビタミンとミネラルの情報 <p>また、ホームページを大量のアクセスに対応できるシステムに改良した。</p> <p>一般からの問い合わせについても所内プロジェクト、NR担当とも連携して対応した。また、研究所と外部機関との意見交換会、講演などの機会を利用して、本ネットワークの存在と意義の普及活動も積極的に行った。その結果、ネット構築の協力者である会員サイトの登録数は、約5700名、その内訳は薬剤師、管理栄養士、医師などとなった。</p> <p>以上のような対応により、ホームページのアクセス数は毎日約5000件の状態を維持することができている。健康食品等の情報ネットワークの構築には専門職の協力が不可欠であるが、連携を推進するための会員サイトの充実については、今後の課題となった。</p> <p>すでに、倫理委員会の承認、同意に基づく血液採取、連結不可能な匿名化がなされているサンプルを用いて、特に肥満、高血圧に関して、わが国では報告がほとんどされていない遺伝子多型を新規に分析し、エネルギー及び栄養素摂取、身体活動、飲酒等の生活習慣との交互作用についてデータ解析を行い、論文として発表した。 (資料⑥参照)</p>
<p>評価の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期計画に掲げられた研究課題について、それぞれ適切に研究が進められているか。 ・研究の成果を公表できる場合は、学会、メディア等に発表しているか。 ・行政ニーズ及び社会的ニーズが明確になっているか。 ・研究の成果が示されているか。特に中長期的な観点から成果を評価する必要がある調査研究については具体的な効果に関する将来展望が示されているか。 ・効率的な研究への取組がなされているか。 	<p>自己評価</p> <p>A</p> <p>(理由及び特記事項) 分子生物学的な手法による基礎的研究から、人々の行動変容を促進するための応用的研究まで、当研究所が担うべき研究領域について、基礎的研究では主に国際的に競争力のある質の高い論文発表という点で貢献した。</p>	<p>評価</p> <p>A</p> <p>(理由及び特記事項) ・基盤的研究から特許出願にまでつなげ、積年の課題をクリアしてきている点が評価できる。 ・基礎的研究推進のための配慮もなされている。また、国際的にも競争力のある論文を発表し、研究のポテンシャルを高めている。 ・行動変容は重要課題。e-ラーニングの効果検証は評価できる。 ・生活習慣とりわけ食事・運動のメカニズム研究に成果が認められる。さらに一般の生活習慣改善につなげる提案を求めたい。自己学習システムも実用化してほしい。 ・自己学習システムの基本仕様の完成を評価する、実用化してほしい。 ・健康食品等の安全性情報ネットワークの構築も高く評価できる。 ・恒常的支援としての自己学習システムやIT活用は大きな役割を果たすツールであり、健診、保健指導への活用にも大いに普及できればハードルの高い行動変容に役立つものである。 ・基盤研究から論文が生まれ、特許につながっている点は高く評価できる。生活習慣の行動変容を促すための自己学習システムの試みは関心がもたれる。 ・研究成果及び得られた知見は、中期計画の目標を十分満たしている。 ・計画どおりの進捗を評価する。</p>	

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>2 行政ニーズ及び社会的ニーズに沿った調査及び研究の実施 (5) 健康増進法の規定に基づく業務</p> <p>ア 国民健康・栄養調査の実施に関する事務のうち、集計事務を的確に実施するとともに、集計に必要な期間の短縮を図ること。</p> <p>イ 特別用途表示の許可等に関する試験業務を的確に実施するとともに、検体の受理から試験結果回答までの処理期間の迅速化を図ること。</p> <p>ウ 厚生労働省が取去した特別用途表示及び栄養表示がなされた食品の試験業務を的確に実施すること。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>2 行政ニーズ及び社会的ニーズに沿った調査及び研究の実施 (3) 健康増進法の規定に基づく業務 健康増進法に基づく業務の実施に際しては、厚生労働省担当課と定期的な連絡及び調整を行い、業務を的確に実施し、その結果を迅速に報告する。 また、業務の迅速化のため、技術支援者を適切に配置する。</p> <p>ア 国民健康・栄養調査の集計事務 調査及び研究の成果を反映させ、集計事務を的確に実施するとともに、集計に必要な期間を8か月から6か月へ短縮する。</p> <p>イ 特別用途表示の許可等に係る試験及び取去食品の試験 厚生労働省が特別用途表示の許可等を行うに当たり、申請者の申請に基づく試験の業務を的確に実施するとともに、検体の受理から試験の結果の回答までの事務を2月以内に行うこととし、当該2月以内での事務処理の件数を20%増加させる。 試験検査用機器の有効利用及び計画的整備を図り、食品試験業務の適正かつ効率的な実施のための環境を整備する。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>2 行政ニーズ及び社会的ニーズに沿った調査及び研究の実施 (3) 健康増進法の規定に基づく業務 健康増進法に基づく業務は、独立行政法人として果たすべき多くの役割のうち特に重要なものである。従って、次期中期計画においてなお一層確実に業務を遂行するため、平成17年度においては職員及び技術支援者等の再配置を進めるとともに、厚生労働省所管課との連絡・調整をこれまで以上に強化していくこととしている。</p> <p>ア 国民健康・栄養調査の集計事務 平成16年11月実施の国民健康・栄養調査の結果は、「健康日本21」の中間評価のための諸指標の多くを提供するものであり、集計作業のより一層の迅速化が求められていることから、職員及び技術支援者の配置を含めて特に重点的に業務を行う必要がある。厚生労働省に設置されている「国民健康・栄養調査企画解析検討会」及び「健康日本21中間評価作業チーム」等においてデータの最終的な検討・解析並びにとりまとめが円滑に行われるよう必要な対応を行うこととしている。</p> <p>イ 特別用途表示の許可等に係る試験及び取去食品の試験 特別用途表示の許可等を厚生労働省が行うに当たって、申請者の申請に基づく試験業務を的確に実施し、検体の受理から試験結果報告までの処理期間の短縮化に努めることとしている。 なお、試験検査用機器については、有効活用と計画的整備を行い、食品試験業務の信頼性確保とともに適正かつ効率的な実施のための環境を整備することとしている。</p>	<p>平成16年11月実施の国民健康・栄養調査については、3,421世帯分（集計客体として、身体状況調査7,689人、血液検査3,932人、栄養摂取状況調査8,762人、生活習慣調査9,345人）のデータについて集計業務を実施した。具体的には、調査票のチェック、データ入力、複数データセットのマッチ・マージ及びID照合、理論及びレンジチェック等の過程を経て、調理変化等を考慮にいたれた食品成分データベースに基づき栄養素摂取量の算出等のデータ処理を行い集計表を作成した。 国民健康・栄養調査となり、作業量が增大したが、平成16年度に引き続き、厚生労働省へ8月に集計データを提出した。 平成17年11月実施の国民健康・栄養調査に関して、厚生労働省生活習慣病対策室と連携して、五訂補食品成分表への対応を含んだ食品データベースの更新、日本人の食事摂取基準（2005年版）に対応した調査票の作成、各自治体に対する技術的な支援業務等、調査全般の円滑化に努めた。 さらに、厚生労働省等からの依頼により、「健康日本21」の中間評価に必要なデータに関わる追加集計等も実施した。</p> <p>厚生労働省が特別用途食品の許可を行うに当たり実施する試験業務については、従前は当研究所のみで行っていたが、平成16年度からは他の登録試験機関においても実施できるよう健康増進法の改正が行われた。 これに伴い、特別用途食品の試験分析は当研究所の独占的業務ではなくなり、他の機関等と競争を行うこととなり、当研究所では申請者に対し、短い時間で正確な試験結果の返却を行うため、試験検査技術の向上及び処理期間の短縮に努めてきた。 なお、当該試験の実施に当たっては、他の登録試験機関も実施していることから、当研究所はその検査方法の指針となるような正確な試験方法の確立に努めて行くこととしている。</p>

国立健康・栄養研究所 評価シート

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績																																																																								
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>2 行政ニーズ及び社会的ニーズに沿った調査及び研究の実施 (5) 健康増進法の規定に基づく業務</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>2 行政ニーズ及び社会的ニーズに沿った調査及び研究の実施 (3) 健康増進法の規定に基づく業務</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>2 行政ニーズ及び社会的ニーズに沿った調査及び研究の実施 (3) 健康増進法の規定に基づく業務</p>	<table border="1" data-bbox="1579 320 2040 847"> <caption>平成17年度特別用途食品試験検査依頼 月別受付・処理件数(単位:件)</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">月</th> <th rowspan="2">受付数</th> <th colspan="2">成績書発行</th> <th rowspan="2">未処理</th> </tr> <tr> <th>受理から 2ヶ月以内</th> <th>受理から 2ヶ月以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>4</td><td>8</td><td>8</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td>12</td><td>11</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>6</td><td>6</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td>4</td><td>4</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td>2</td><td>2</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td>7</td><td>7</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td>7</td><td>7</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>11</td><td>1</td><td>1</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>12</td><td>11</td><td>10</td><td></td><td>1*</td></tr> <tr><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>16</td><td>16</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>計</td><td>77</td><td>75</td><td>1</td><td>1</td></tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1621 858 2056 922">* 検査は2ヶ月以内に終了したが、厚生労働省での審査の関係により、成績書の交付が保留となっている。</p>	月	受付数	成績書発行		未処理	受理から 2ヶ月以内	受理から 2ヶ月以上	4	8	8			5	12	11	1		6	6	6			7	4	4			8	2	2			9	7	7			10	7	7			11	1	1			12	11	10		1*	1	1	1			2	2	2			3	16	16			計	77	75	1	1
月	受付数	成績書発行				未処理																																																																					
		受理から 2ヶ月以内	受理から 2ヶ月以上																																																																								
4	8	8																																																																									
5	12	11	1																																																																								
6	6	6																																																																									
7	4	4																																																																									
8	2	2																																																																									
9	7	7																																																																									
10	7	7																																																																									
11	1	1																																																																									
12	11	10		1*																																																																							
1	1	1																																																																									
2	2	2																																																																									
3	16	16																																																																									
計	77	75	1	1																																																																							

評価の視点	自己評定	評定
<ul style="list-style-type: none"> 集計事務が適切に遂行されているか。 集計期間の短縮を図ることが出来たか。 試験業務が適切に遂行されているか。 2か月以内の処理件数の増加を図ることが出来たか。 	<p>A</p> <p>(理由及び特記事項) 国民健康・栄養調査(平成16年実施)に関しては、法律根拠が替わり調査そのものの規模が拡大したにもかかわらず、前年度と同様8月に集計結果を提出した。また、特別用途表示の許可等に係わる試験については、年度内に受付した76件のうち、75件が2ヶ月以内に成績書を発行し、目標を十分に達成した。</p>	<p>A</p> <p>(理由及び特記事項) ・努力の成果が実質的に示されている。 ・国民健康・栄養調査に対応した。 ・国民に対する情報提供、行政課題への対応は十分といえる。 ・迅速な対応に向けた努力を評価したい。 ・国民健康・栄養調査と特別用途表示許可をコンスタントに処理している。 ・多忙な業務の中、行政課題(健康増進法)による調査業務によく取り組み、定着させている。 ・期待に応える成果をあげている。 ・試験業務等適切に遂行されている。</p>

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績		
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>2 行政ニーズ及び社会的ニーズに沿った調査及び研究の実施 (5) 健康増進法の規定に基づく業務</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>2 行政ニーズ及び社会的ニーズに沿った調査及び研究の実施 (3) 健康増進法の規定に基づく業務</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>2 行政ニーズ及び社会的ニーズに沿った調査及び研究の実施 (4) 行政課題への適切な対応</p> <p>厚生労働行政における課題に適時対応していくことは、当研究所が果たすべき役割として特に重要である。平成17年度においては、「健康日本21」の中間評価、運動所要量及び運動指針の改定、新しい食事摂取基準の使用開始、糖尿病の一次予防対策、生活習慣病予防のための健康教育、新たな「健康食品」制度の展開、要介護予防のための栄養ケア、こどもの食育等、研究所の専門性を生かした対応がこれまでになく求められてくると考えられることから、次期中期計画を念頭において、このようなニーズに的確に対応していくための組織的基盤の整備を進めていくこととしている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年度より使用されている「日本人の食事摂取基準2005年版」について、新しく盛り込まれた内容について解説するとともに、特定給食施設における効果的な活用のためのマニュアルを作成し、平成17年8月に刊行した。 「健康日本21」の中間評価作業チームに2名が参画し、「栄養・食生活」、「身体活動・運動」の分野において、専門的な立場から解析及び提言等を行った。また、都道府県等における健康増進計画の推進及び中間評価を目的として、三重県、青森県、山形県、熊本県から委託及び協力依頼を受け、健康・栄養調査の専門的な解析及び助言を行った。 17年ぶりに見直しが行われた「運動所要量」及び「運動指針」では、当研究所より策定検討会に2名、ワーキンググループに5名が参画し、当研究所が蓄積してきた科学的根拠を活かしながら、専門的立場からの提言等を行った。 食品保健分野においては、政府の求めに応じ、コーデックス委員会に出席した。また、専門的な立場から助言を行うとともに、特定保健用食品の審査、食品添加物・残留農薬等のリスク評価や管理に関して、多くの職員が専門委員として検討会等に参画した。 食育基本法の制定に伴い設置された内閣総理大臣を会長とする「食育推進会議」及び「食育推進基本計画策定検討会」に理事長が参画し、専門的な立場から提言を行った。 平成17年度に政府から発表された「食事バランスガイド」及び「妊産婦のための食生活指針」においては、研究所の研究成果が活用され、研究所の職員が歴長として報告書の作成及びとりまとめを行った。 医療及び福祉政策上重要な事項であった、介護予防制度、健診・保健指導の見直し等の議論において、研究所職員が検討会あるいはワーキンググループ構成員として参画した。 		
<p>評価の視点</p>	<p>自己評定</p>	<p>S</p>	<p>評定</p>	<p>A</p>	
<p>(理由及び特記事項) 「食事摂取基準」活用や運動基準の改定に向けた学術面での対応を中心に、「健康日本21」中間評価、「食事バランスガイド」の作成、健康食品の問題への対応、健やか親子21、食育等、行政上重要な課題についての的確に対応した。特に、「健康食品の安全性に関する情報ネットワーク」の構築においては、社会的ニーズに合致した情報をタイムリーに発信した。</p>		<p>(理由及び特記事項) ・社会的ニーズに対応した的確な貢献がされていると評価できる。 ・行政課題に対して適切な対応をしている。 ・多方面に参画されていることは評価できる。提言の寄与はどうか知りたところである。 ・少数精鋭で行政課題に対応した。研究者の健康管理は大丈夫か。 ・多岐にわたる行政課題への対応は的確であったと判断する。 ・食事摂取基準は多くの特定給食施設での食事・栄養の提供に欠かせないものであることから、マニュアルを発行して活用・普及に敬意を表したい。 ・健康づくりへのニーズに応じた積極的な関わりが評価できる。 ・多様な行政課題に対し中心的役割を果たすなど、よく対応している。 ・それぞれ適切な対応をしていると評価できる。ただ、特段優れた対応と思われるものは伺えない。 ・情報提供は十分であるが、特段優れているとはいえない。</p>		<p>(理由及び特記事項) ・社会的ニーズに対応した的確な貢献がされていると評価できる。 ・行政課題に対して適切な対応をしている。 ・多方面に参画されていることは評価できる。提言の寄与はどうか知りたところである。 ・少数精鋭で行政課題に対応した。研究者の健康管理は大丈夫か。 ・多岐にわたる行政課題への対応は的確であったと判断する。 ・食事摂取基準は多くの特定給食施設での食事・栄養の提供に欠かせないものであることから、マニュアルを発行して活用・普及に敬意を表したい。 ・健康づくりへのニーズに応じた積極的な関わりが評価できる。 ・多様な行政課題に対し中心的役割を果たすなど、よく対応している。 ・それぞれ適切な対応をしていると評価できる。ただ、特段優れた対応と思われるものは伺えない。 ・情報提供は十分であるが、特段優れているとはいえない。</p>	

国立健康・栄養研究所 評価シート

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業績の実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>2 行政ニーズ及び社会的ニーズに沿った調査及び研究の実施</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>2 行政ニーズ及び社会的ニーズに沿った調査及び研究の実施</p> <p>(4) 職員の資質の向上</p> <p>行政ニーズ及び社会的ニーズに対応した研究を遂行することができるよう、業務実施状況の所内報告会の開催、研究所内外での種々の研修への職員の参加等により、職員の業務遂行能力の向上を図る。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>2 行政ニーズ及び社会的ニーズに沿った調査及び研究の実施</p> <p>(5) 職員の資質の向上</p> <p>重点調査研究及び基盤的研究等の実施状況の所内報告会を平成17年9月頃及び平成18年2月初旬に実施することとしている。</p> <p>又、所内セミナーを月2回程度開催することとしており、所内セミナーにおいては、研究者は年に最低1回は発表することを義務づけていることから、自己の研究発表をすることにより、研究者個々の能力の向上につながる事となる。加えて外部から有識者を招き、月1回程度の外来セミナーを開催することにより、幅広い知識を得られ、同じく個々の資質の向上につながっている。</p> <p>さらに、研究所外において開催される学会、講演会、研修等にも研究者を積極的に参加させること等により、研究者のさらなる資質の向上を図ることとしている。</p>	<p>・ 定例の所内セミナーを月2回程度開催した。各研究者には、研究成果等を年度に1回以上発表することを義務づけ、各人の研究成果のとりまとめと研究者相互の理解を深める機会とした。また、外部から第一線の研究者を招いた外来セミナーを行い、最新の学術的動向や知識等を得る機会とした。さらに、平成17年度からは新たに、月2回程度、非公式な研究交流会（イブニング・トーク）を開始し、特別研究員、研修生等を含めた発表の機会を設け、自由な雰囲気の中で研究に関する議論を深めることを通じて、若手研究者の育成に役立てた。</p> <p>・ 常勤の研究員は30余名と少数なために、一人の研究員が複数のプロジェクトに参加している場合が多い。このため、研究員は自分の専門分野の知識、技術を向上させるとともに、他の分野への対応も求められており、各種セミナー、学会及び研修会等に積極的に参加し、資質の向上に努めた。国際学会については、運営費交付金の運用により所内競争的に発表のための渡航費を付与し、特に若手研究者に対して、国外の第一線の研究者との交流及び最新の情報を獲得する機会を設けた。</p> <p>・ 事務系の職員についても、人事院等の行う研修や独立行政法人の業務運営に関するセミナー等の参加を通じて、資質の向上に努めた。 (資料⑥参照)</p>

評価の視点	自己評定	A	評定	A
<p>・ 職員の資質向上のために研究所は何を行ったのか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>研究所のセミナーに加えて、運営費交付金による国際学会への参加の予算及び審査制度を設けて、活発に研究を行っている若手を中心に機会を与えた。また、新たに非公式な研究交流会を開催し、自由な雰囲気の中で討議できる場を作り、若手研究者の育成に役立てた。事務職員についても研修を行った。</p>		<p>(理由及び特記事項)</p> <p>・ 計画どおりの実績と考えられる。</p> <p>・ 所内研究セミナー、学会への参加・発表等により職員の資質向上に努めている。</p> <p>・ 所内の意見交換は重要。</p> <p>・ 工夫して研修している。</p> <p>・ 研究所のアカデミックな雰囲気がよく伝わってくるようである。</p> <p>・ 国際学会への研究発表数の増大に期待したい。</p> <p>・ 通常範囲の内容と考える。</p> <p>・ 適切と思われる。</p>	

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>3 外部評価の実施及び評価結果の公表 研究業務を適切に推進する観点から、「国の研究開発全般に共通する評価の実施方法の在り方についての大綱的指針」（平成9年8月7日内閣総理大臣決定）に基づき、研究課題について第三者による事前評価、中間評価及び事後評価を積極的に実施し、その結果を研究業務に反映するとともに、評価結果及び研究業務への反映内容を公表すること。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>3 外部評価の実施及び評価結果の公表 各研究課題における研究計画、研究の進展度、研究目標の達成度等を的確に評価し、適切な研究業務を推進する観点から、外部の有識者による評価体制を整備する。これらの評価は、研究課題に応じ、事前評価、中間評価及び事後評価を実施し、評価結果を研究業務に反映させる。 なお、外部評価の結果及びその研究への反映内容については、研究所ホームページ等において公表する。 また、評価結果については、課題の継続、拡大又は縮小、中止等に適切に反映させる。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>4 外部評価の実施及び評価結果の公表 各研究課題における研究計画、研究の進展度、研究目標の達成度等を的確に評価し、適切な研究業務を推進するため、外部の専門家、有識者による外部評価委員会を設置しているところであるが、同委員会において、研究課題に応じて、事前、事後評価を実施し、評価結果を研究業務に反映させることとしている。 平成17年度計画の事前評価については、事業年度開始前の平成17年3月25日（金）に、委員会を開催し、評価を受けることとしており、事後評価については、事業年度終了後に、又、平成16年度の事後評価については、平成17年5月末に、それぞれ委員会を開催し、評価を受けることとしている。 又、研究所外部評価委員会、厚生労働省独立行政法人評価委員会及び政策評価・独立行政法人評価委員会の評価結果等については、研究所の業務運営（研究業務については、課題の継続、拡大又は縮小、中止等）、予算、人事等に適切に反映させるとともに、次期中期計画を具体的に検討する際の重要な拠り所とすることとしている。 なお、外部評価の結果及び研究への反映内容については、研究所ホームページ等において公表することとしている。</p>	<p>9名の委員から構成される「独立行政法人国立健康・栄養研究所外部評価委員会」において、研究・業務運営の計画及び成果に関して、事前及び事後評価を受け、その結果を業務運営の見直し検討に活用するとともに、研究所ホームページに掲載した。 平成17年度における外部評価委員会の開催状況は次のとおりである。 16年度事後評価 平成17年6月2日 18年度事前評価 平成18年3月24日 なお、17年度及び中期目標期間の事後評価は、平成18年6月1日に行った。</p>

評価の視点	自己評定	評定
<ul style="list-style-type: none"> ・評価体制は適切なものであるか。 ・評価の実施状況はどのようなものか。 ・評価結果の活用及び公表状況はどのようなものか。 	<p>A</p> <p>(理由及び特記事項) 9名の委員（専門家7名、有識者2名）で構成される外部評価委員会により、特に研究・業務プロジェクトに関して専門的な見地から、年度計画の事前及び事後評価をいただいた。平成18年度の事前評価に当たっては、第1期中期目標期間における組織・運営業務の評価を踏まえながら評価を行って頂き、業務運営等に反映した。</p>	<p>A</p> <p>(理由及び特記事項) ・適切な外部評価が実施されている。 ・外部評価委員会により、研究・業務プロジェクトの事前・事後評価を行い、その結果を業務運営に反映している。 ・それなりにやっている。 ・適切に実施されている。 ・外部評価が適切に行われ、かつ、結果が公開されている。 ・妥当かつ適切である。</p>

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>4 成果の積極的な普及及び活用 調査及び研究の成果の普及及び活用を促進するため、積極的な情報の発信を行うこと。</p> <p>(1) 学会発表等の促進 学会発表及び学術雑誌への論文発表を拡充すること。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>4 成果の積極的な普及及び活用</p> <p>研究の成果及びそれを踏まえた最新の的確な情報について、行政、教育機関、関係団体、地域等を通じ、青少年及び妊産婦を含め、広く国民に提供し、普及及び活用を促進するため、研究所内における情報発信体制を整備し、情報の管理に留意しつつ、多様な手段を用いて情報の発信を行う。</p> <p>(1) 学会発表等の促進 研究課題ごとに定期的に研究の進行状況を把握し、国内外の学会等における研究の成果の発表及び医学又は栄養学に関係する学術誌への掲載が、それぞれ300回以上、200報以上となるよう、研究の成果の発表を促進する。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>5 成果の積極的な普及及び活用</p> <p>当研究所は、研究の成果及びそれを踏まえた的確な最新情報について、行政、教育機関、関係団体、地域社会等を通じて広く国民に提供し、研究成果の普及及び活用を促進するため、研究所内における情報発信体制を整備するとともに、情報の管理に留意しつつ、多様な手段を用いて情報の発信を行うこととしている。</p> <p>平成17年度は、具体的に次の取り組みを行うこととしている。</p> <p>(1) 学会発表等の促進</p> <p>ア 学会・学術誌等における発表 平成16年度に引き続き、研究課題ごとに、研究の進行状況を把握し、国内外の学会等における研究成果の発表及び医学・栄養学関連の学術誌への掲載数を、それぞれ100回(=2.86回/人〔常勤研究職〕)以上、50報(=1.43回/〔常勤研究職〕)以上となるよう、研究成果の発表を促進することとしている。</p> <p>イ 「研究所公開業務報告会」の開催、「年報」の発行 研究所の業務内容、主要な研究成果及び関連情報等を発表する「研究所公開業務報告会」については、中期計画最終年度であることから5年間の総括を独立した報告会として平成18年3月に実施することとしている。</p> <p>又、「年報」については、平成17年度の「年報」を発行するが、電子化と英文化を進めるとともに、次期中期計画における「年報」のあり方についての検討を行うこととしている。</p>	<p>以下のように学術誌への論文掲載、学会発表、インターネット、講演会、図書発行などを通じて積極的に行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 学会発表数は、国際学会39回、国内学会227回の計266回(常勤研究者1人当たり:7.6回)であった。そのうち、特別講演、シンポジウム等、主催者から招待を受けての講演は、国際学会で11回、国内学会で75回であった。 学術誌への原著論文の掲載数は、英文誌83報、和文誌10報の計93報(常勤研究者1人当たり:2.7報)であった。なお、そのうち、インパクトファクターが2以上のものは48報(英文原著論文の57.8%)であった。 <p>(資料⑦参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成17年度は、当研究所が独立行政法人化してから5周年、研究所が創立してから85周年という節目の年であったことから、研究所の役割及び最近の研究成果を多くの方々知っていただくために、「研究報告会」を開催した(参加者数197名)。 研究所の研究成果の直接的な利用者である管理栄養士等が多く所属する日本栄養改善学会において、平成17年度に初めて研究所の展示ブースを設け、管理栄養士等の実践に関連する研究の紹介等を行った。 研究実績については、「独立行政法人国立健康・栄養研究所研究報告第54号(平成17年度)」にその詳細を記すとともに、検索等も可能なようにデータベース化しホームページに公開している。
<p>評価の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> 諸団体等に対し、どのようにして情報を提供したか。 一般市民に対し、どのように情報を提供したのか。 情報の発信体制、管理体制は整っているか。 学会発表の総数について、中期計画の数値を達成したか。 (280回/5年→300回/5年) 学術雑誌の論文発表の総数について、中期計画の数値を達成したか。 (175報/5年→200報/5年) 学会発表及び学術雑誌へ発表した論文の質は高い水準に確保されているか。 	<p>自己評定</p> <p>S</p> <p>(理由及び特記事項) 常勤研究職員1名当たりの発表数、特に国際雑誌等への原著論文の発表数は高水準にあり、中期目標の数値目標を大幅に超えた。「研究所公開業務報告会」も成果を上げた。</p>	<p>評定</p> <p>S</p> <p>(理由及び特記事項) 質の高い論文が多数生み出されている点が高く評価できる。 国際誌等への原著論文の発表は高水準にあり、中期目標を大幅に超えている。 内容別の業績検討が望ましい。 よくやっているが、数の多さをもっとよしとせず内容を深めてほしい。 職員の努力により数値目標を達成できたことを評価したい。その中に多くの国際共同研究の成果をうかがわせる英文原著論文がみられることが優れた特徴の一つである。ただ、遺伝情報に基づく生活習慣病の個別予防への取り組みがもっと鮮明であってほしい。 研究者数も少ない中で論文数が多いこと。 多忙な業務の中、原著論文、学会発表等の活動が質・量ともに高いことが評価できる。</p>	

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>4 成果の積極的な普及及び活用 (2) インターネット等による調査及び研究の成果に関する情報の発信 調査及び研究の成果については、原則として研究所ホームページに掲載すること。 また、調査及び研究の成果の国民生活の場での利用を進めるため、一般誌等での成果の普及を図ること。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>4 成果の積極的な普及及び活用 (2) インターネット等による調査及び研究の成果に関する情報の発信 中期目標期間中における研究の成果については、原則としてその全数をデータベース化し、ホームページにより公開する。なお、主要な研究課題の成果については、その概要を公開するよう努める。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>5 成果の積極的な普及及び活用 (2) インターネット及び機関誌等による調査及び研究の成果等に関する情報の発信 ア インターネットの活用 研究成果については、広く国民に伝えるため、原則としてその全数をデータベース化し、その概要をホームページにおいて公開するよう努めることとしている。 学会、メディアに対する発表だけでなく、インターネットによる直接的で、かつ、わかりやすい情報提供を行うため、個人対応のデータベースとして、引き続き、「Q&A コーナー」を充実させることとしている。 なお、主要な研究課題の成果については、前年度に引き続き、その概要を公開するよう努めることとしている。</p> <p>イ 機関誌「健康・栄養ニュース」の発行 研究成果をわかりやすく解説した記事を掲載する等、研究所に関する情報を発信するため、機関誌「健康・栄養ニュース」を発行する。 前年度に引き続き、年4回（6月、9月、12月、3月）、発行するものとし、都道府県、保健所設置市、特別区、保健所、健康・栄養関連の試験研究機関及び大学等に配布するほか、希望者には、メールマガジンとして配信するとともに、ホームページにも掲載することとしている。</p>	<p>当研究所における業務の研究成果については、全てホームページに掲載しており、平成17年度における掲載件数及びアクセス件数は次のとおりである。 平成17年度研究成果掲載件数 359件 平成17年度ホームページアクセス件数 440,512件 (対前年比88.6%；過去4年間の平均に対して226%) (参考) 平成13年度 70,997件 15年度 118,529件 14年度 94,315件 16年度 497,413件</p> <p>ホームページのコンテンツについては、独立行政法人化後に本格開設して以来、充実を図り、平成17年度においては、特に子どもの食育に有用な「キッズページ」の開設、産学連携データベースの拡充等を行った。</p> <p>また、主要な研究課題の成果については、前年度に引き続きその概要の公開を行った。</p> <p>機関誌「健康・栄養ニュース」を、年4回（6月、9月、12月、3月）発行し、ホームページに電子化した冊子(pdf)として掲載するとともに、希望者にはEメールによる配信を行った (資料②参照)</p> <p>平成17年度におけるテレビへの出演、新聞・雑誌への掲載実績及び具体例は次のとおりである。(資料③参照)</p> <p>テレビ・ラジオ：10回 (例) ・NHK「ためしてガッテン」に「寝たきり予防！ 自転車エクササイズ」というテーマで出演し、街乗り程度の自転車運動の効果を様々な角度から検証して紹介した。</p> <p>新聞(全国紙のみ)：13件 (例) ・朝日新聞記事「ピックアップ」にて研究所で行っている「華の会」の測定結果を紹介した。 ・毎日新聞記事「ダイエット法に差なし、継続が大切」にて海外の研究報告を紹介した。 ・朝日新聞記事「おしえてーウエストサイズー」でウエストが健康管理として良い指標であること、ウエストサイズの減少に有効な運動について解説した。</p> <p>雑誌(全国レベルのもの)：12件 (例) ・週刊朝日増刊号「食事バランスガイド」で食事バランスガイドを解説した。 ・アエラ「人気のサプリの危ない落とし穴」でサプリメントによる過剰症の警鐘と「健康食品素材データベース」を紹介した。</p>

評価の視点	自己評定	A	評定	A
<p>・研究成果は、ホームページにどのくらい掲載されているか。 ・ホームページのアクセス数はどのくらいか。</p>	<p>(理由及び特記事項) ホームページのアクセス件数は、前年比約88.6%と横ばいであり、過去4年間の平均に対しては226%と顕著に増加した。健康・栄養関連のテレビや雑誌等においても、幅広い対象にわかりやすい情報提供を積極的に行った。</p>		<p>(理由及び特記事項) ・ホームページのアクセス件数も安定して高水準を維持している点が評価できる。 ・成果の普及、活用に努めている。 ・分かりやすい情報提供も重要な役割であり、その工夫は評価できる。 ・ホームページのアクセス件数はネットの普及を考えればもっと増えていい。マスコミへの露出がやや少ない。 ・特にホームページの充実に向けた努力を評価したい。</p>	

- ・インターネットの利用などを通じて、研究成果等の普及へ努力していることが認められる。
- ・ホームページアクセス件数の大幅な増加などの背景にある国民のニーズや意識の変化に対応した、次の戦略が望まれる。

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>4 成果の積極的な普及及び活用 (3) 講演会等の開催 調査及び研究の成果の普及を目的とした講演会等の開催及び研究所の一般公開を毎年度実施し、主要な調査及び研究の成果の紹介並びに研究施設及び研究設備の公開を行うこと。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>4 成果の積極的な普及及び活用 (3) 講演会等の開催 研究の成果の普及を目的として、研究所主催の講演会等を実施する。 また、他の研究機関、健康又は栄養に関係する団体、学術団体、大学等と協力し、健康又は栄養に関係する職種を含めた幅広い領域の人々を対象とした講演会、シンポジウム等を開催する。 なお、年1回、研究所の一般公開を実施し、主要な研究成果の紹介及び研究施設及び研究設備の公開を行うこととする。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>5 成果の積極的な普及及び活用 (3) 講演会等の開催 当研究所において実施する調査研究は、国民生活に密着した分野を対象としており、その成果を一般の人々に対して、直接的又は健康・栄養関連職種等を介して伝えることは重要であり、独立行政法人化後に特に力を入れて取り組んできたことである。その際、費用対効果も勘案しながら、各年度における社会・行政的ニーズに沿った形で重点をおく対象を変えながら、講演会や一般公開セミナーの開催等を行ってきた。平成17年度においては、次の取り組みを行うこととしている。</p> <p>ア 講演会の開催 研究成果等の普及を目的として、健康・栄養関連職種を含めた幅広い領域の人々を対象として、研究所主催(研究所が開催経費の大部分を負担するなど、準備等の大部分を担当する場合を含む。)、共催又は後援等による公開講演会を開催することとしている。このうち、少なくとも2回は、研究所が主催して実施することとしている。 平成17年度は、平成16年度後半に発表された「日本人の食事摂取基準(2005年版)」が実際に特定給食施設、保健・医療施設、行政機関等において、給食計画、栄養指導等で使用され始める時期である。そこで行政栄養士等を対象とした活用に関する講習会を、地方での開催も含めて研究所が2回程度開催することとしている。</p> <p>イ 一般公開セミナーの開催 当研究所が実施している一般公開セミナーについては、専門家以外の一般の方々を対象として行っているところであり、平成13年度以来毎年開催してきたところである。平成13年度の実績評価において、厚生労働省評価委員会から指摘を受け平成14年度及び平成15年度は大阪、仙台と東京以外でも開催してきたところである。 一般公開セミナーにおいては、来場者にアンケート調査を行い、その内容についての評価を受け次回開催に活用しており、当研究所の行っている調査研究が一般の方々に理解されているか否かを把握することに努めてきたところである。 平成16年度は、アンケート調査の結果等を分析し、平成17年度においては、一般の方々により理解を得られる催しとするよう務めることとしている。 なお、平成17年度は、地方におけるセミナー開催の費用対効果を検討した結果、その開催を見合わせ「食事摂取基準(2005年度版)」の適切な活用を目的として実施するアの講演会を地方で開催することに振り替えることとしている。</p>	<p>・ 一般及び専門家を対象に以下のような講演会を行った。</p> <p>・ 研究所の研究成果を広く役立ててもらうために、「一般公開セミナー」を開催した。平成17年度は、専門的知識を有しない人にも解り易く、しかも科学的に正しく、実生活に役立つことを目指して、「食事摂取基準を台所へ〜正しい食べ方科学的根拠を大公開〜」をテーマとした。「肥満・糖尿病を防ぐ食事」、「小学生に見られる問題の食事」等のトピックスに対して、研究所の管理栄養士と医師がペアとなって、食生活面での実践と医学的な観点からのエビデンスについて解説を行った。</p> <p>開催日：平成18年2月18日(土) 開催場所：東京都新宿区(明治安田生命ホール) 来場者数：590名 (資料⑨参照)</p> <p>・ 専門家向けのセミナーとしては、主に都道府県、保健所等に勤務する行政栄養士を対象として、以下の講演会等を行った。</p> <p>① 「日本人の食事摂取基準(2005年版)の活用について-特定給食施設等における食事計画のあり方と行政支援を中心として-」 開催日・開催場所： 平成17年5月18日(水) 東京、国立健康・栄養研究所 平成17年5月19日(木) 大阪、エス・ビルAAホール 参加者数：262名(両会場合わせて) これは、平成17年4月から使用が開始された食事摂取基準について、健康増進法に基づく特定給食施設での栄養管理を適切に行うための考え方を、研究所外部の第一線で活躍する管理栄養士の講師も含めて解説したものである。</p> <p>② 「日本人の食事摂取基準(2005年版)を活用した地域における健康・栄養調査のデータと成績の評価分析を中心として」 開催日：平成18年3月18日(土) 開催場所：慶應大学信濃町キャンパス 参加者数：139名 これは、都道府県等において実施される健康・栄養調査のデータについて、日本人の食事摂取基準(2005年版)を活用した評価分析の考え方について、行政栄養士等を対象に解説を行ったものである。なお、このセミナーは、重点調査研究「国民健康・栄養調査の高度システムの開発」プロジェクトの成果報告会を兼ねて行った。</p>

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績												
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>4 成果の積極的な普及及び活用 (3) 講演会等の開催</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>4 成果の積極的な普及及び活用 (3) 講演会等の開催</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>5 成果の積極的な普及及び活用 (3) 講演会等の開催</p> <p>ウ 研究所の一般公開 (ア) 研究所の一般公開 科学技術週間に併せて研究所の一般公開を実施し、多くの方に当研究所についての理解を深めていただくこととしている。</p> <p>(イ) 中学校等からの見学の対応 文部科学省が推奨している「総合的な学習の時間」の創設以来、多くの小・中・高校生を当研究所の見学を受け入れ好評を得ている。この事業は単に当研究所の見学にとどまらず、訪れていただいた多くの生徒の皆様が科学に興味を抱ききっかけとなっていることから、平成17年度においても積極的に受け入れを行うこととしている。</p> <p>(ウ) 電話及びメールによる相談への対応 当研究所は、平成16年7月からホームページに掲載した「健康食品」の安全性・有効性情報について、多くの国民からの問い合わせ及びマスコミからの取材申込が増加したことから、その状況を的確に把握することを目的として、平成16年11月より事務部庶務課に広報の窓口を設置した。さらに、各分野からの問い合わせ及びマスコミ等からの取材等に対応するため、電話相談等の対応記録を作成させることを徹底し、社会的ニーズ等の把握に努めている。同年12月～平成17年1月の期間における対応数は、約3,500件であり、うち取材申込及び研究に対する問い合わせは、約1,500件であった。 又、メールによる相談への対応としてホームページに全ての職員のメールアドレスを公開していたが、コンピューターウイルスが添付されたメール等のいわゆる「いたずらメール」が多く受信されたことから、平成16年4月に公開を中止したことに伴い、ホームページにおけるメールでの相談アドレスを一本化して受け付けた後、各担当が対応するシステムを構築した。 平成17年度は、電話相談等の対応記録及びメールでの相談受付を継続することとし、次期中期計画の策定に当たり、平成18年3月までに組織の再編を視野に入れ、新たな社会的ニーズの把握に務めるとともに適切に対応していくこととしている。</p> <p>(4) 図書等の出版 研究成果の普及等を目的として、国民及び健康・栄養関係職種等向け図書等の出版を引き続き行うものとしている。</p>	<p>・ 毎年4月に設定されている「科学技術週間」の期間中の平成17年4月20日に、当研究所の一般公開（オープンハウス）を行った。例年行っているパネル展示に加えて、所内見学ツアー、運動教室、食事診断、骨密度測定などバラエティーに富んだ内容とした。ホームページへの掲載、厚生労働省記者クラブへの周知、近隣町内会へのお知らせ等、多岐にわたってPRを行った結果、例年に比べて多くの来場者(114名)があった。</p> <p>・ 文部科学省が「学習指導要領」に定めている「総合的な学習の時間」による中学校及び高等学校の見学に対応して、8校、67名の生徒を受け入れた。</p> <p>・ 国民等からの問い合わせ、特に「健康食品」に関する事項に関するものについては、問い合わせ窓口を庶務課に一本化し、問い合わせ内容に応じて回答者を適宜選択し、対応を行った。 平成17年度中の問い合わせ件数は、2,356件であった。</p> <p>・ 研究所の研究成果や知識基盤を有効に活用するために、健康・栄養等に関する出版物の監修を行った。 平成17年度に当研究所が監修等に携わった出版物は次のとおりである。</p> <p>・ 日本人の食事摂取基準（2005年版）の活用 ～特定給食施設等における食事計画編～ 平成17年8月</p> <p>・ 健康・栄養科学シリーズ</p> <table border="0"> <tr> <td>食べ物と健康Ⅱ</td> <td>平成17年4月</td> </tr> <tr> <td>人体の構造と機能及び疾病の成り立ち 各論Ⅰ</td> <td>平成17年5月</td> </tr> <tr> <td>栄養教育論</td> <td>平成17年7月</td> </tr> <tr> <td>基礎栄養学（改訂第2版）</td> <td>平成17年9月</td> </tr> <tr> <td>人体の構造と機能及び疾病の成り立ち 各論Ⅱ</td> <td>平成17年9月</td> </tr> <tr> <td>応用栄養学</td> <td>平成17年9月</td> </tr> </table>	食べ物と健康Ⅱ	平成17年4月	人体の構造と機能及び疾病の成り立ち 各論Ⅰ	平成17年5月	栄養教育論	平成17年7月	基礎栄養学（改訂第2版）	平成17年9月	人体の構造と機能及び疾病の成り立ち 各論Ⅱ	平成17年9月	応用栄養学	平成17年9月
食べ物と健康Ⅱ	平成17年4月														
人体の構造と機能及び疾病の成り立ち 各論Ⅰ	平成17年5月														
栄養教育論	平成17年7月														
基礎栄養学（改訂第2版）	平成17年9月														
人体の構造と機能及び疾病の成り立ち 各論Ⅱ	平成17年9月														
応用栄養学	平成17年9月														

評価の視点	自己評定	S	評定	A	
<p>・ 研究所主催及び共催の講演会等の開催回数は増加したか。</p> <p>・ 一般公開の実施状況はどのようなものか。</p> <p>・ 企画立案した際に想定していた参加定員に達しているか。</p> <p>・ 参加者の満足度に関するアンケート調査を実施しているか。調査結果はどうか。</p>	<p>「食事摂取基準」をテーマとした一般公開セミナーを開催し、590名の参加があり、研究成果を還元した。また、管理栄養士等専門家向けのセミナーを2回開催し、食事摂取基準の活用方法について行政上重要な新しい情報の考え方を提供した。</p>		<p>(理由及び特記事項)</p> <p>・ 工夫を凝らした講演会の開催などが評価できる。</p> <p>・ 一般公開セミナー、専門家向けセミナーとセミナーの効率的開催に努め、成果を挙げている。</p> <p>・ 問い合わせの内容・回答はどうか。回答への満足度なども今後検討されたい。</p> <p>・ 様々なツールで努力している。</p> <p>・ 一般国民との接点がやや不足しているようである。特に、中・高校生の見学が少ないのが気がかり。若い世代をもっと引きつける工夫・企画・構想が望まれる。</p> <p>・ 食事摂取基準を如何に活用するかは、国民の健康づくりに大きな影響を及ぼすものであり、</p>		

その活用を実務者に対して大いに推進していること。
・公開セミナーなど、一般向けの成果普及に工夫がみられる。問合せ窓口を一本化したことも評価できる。これを研究ニーズへつなげていくことを希望したい。
・妥当な水準と考える。専門家を対象とした企画は評価できる。
・特別優れているとはいえない。

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>4 成果の積極的な普及及び活用 (4) 知的財産権の活用 調査及び研究の成果については、必要に応じ、特許権等の知的財産権の取得に努めるとともに、研究所が保有する特許権のうち実施予定のないものを積極的に公表するなど、知的財産権の活用を促進すること。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>4 成果の積極的な普及及び活用 (4) 知的財産権の活用 特許権等の知的財産権の取得に努めるとともに、必要に応じ、研究所のホームページ等による広報を行い、当該特許等の実施を促進する。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>5 成果の積極的な普及及び活用 (5) 知的財産権の取得及び活用 当研究所の研究成果の社会的な活用という観点から、「独立行政法人国立健康・栄養研究所知的財産に関する権利等取扱規程」に基づき、研究成果の公表に当たっては、研究成果が埋没することのないよう、知的財産権化すべきものについては、漏れなく特許、実用新案等の出願を行うとともに、研究成果を広く産業界に普及させるため、産業界からの技術相談、特許実施に伴う技術移転を行う。 又、必要に応じて、研究所のホームページ等による広報を行い、当該特許権等の実施を促進することとしている。 なお、知的財産権の取得及び活用については、政府として取り組んでいるところであるので、これらの動向を踏まえて、的確に対処することとしており、その結果として平成16年度は7件の特許出願を行うことが出来ており、平成17年度においては、5件程度の特許出願を目指すこととしている。</p>	<p>平成16年3月に策定した知的財産の取扱規程に基づき、平成17年度中に出願した特許権は9件（国内特許7件、国際特許2件）であった。ヒューマンサイエンス振興財団技術移転センターの弁理士等を招いて、研究者を対象に特許セミナーを開催する等、研究所全体として特許取得に向けての意識を高めることを通じて、目標とした件数を上回る結果となった。 また、当研究所の取得した特許権等の有効活用については、「産学官連携推進会議」及び関連学会などにおける企業等への説明、研究所ホームページへの掲載等を通じて広報に努めた。平成17年度中に実用化はなかったが、民間企業から技術移転の問い合わせを受けるなど、いままでの成果が実を結びつつある。</p> <p style="text-align: right;">(資料⑩参照)</p>
<p>評価の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> 知的財産権の取得数及び実施許諾数はどのくらいか。 知的財産権の取得への取組状況はどのようなものか。 	<p>自己評定</p> <p style="text-align: center;">A</p> <p>(理由及び特記事項) 知的財産の取扱規程に基づき、9件（国内7件、国際2件）の出願を行った（過去4年間の実績10件）。また、過去に取得した特許権等の有効活用に向け、企業等への説明、関係学会等でのPRなどを行った結果、企業から技術移転の案件が進みつつある。</p>	<p>評定</p> <p style="text-align: center;">A</p> <p>(理由及び特記事項) ・努力の成果を評価する。 ・特許出願に成果を挙げている ・特許の出願件数増加は評価できる。 ・特許出願への努力を評価する。研究推進の障害にならないことを望む。 ・特許出願の難しい研究所でありながら、飛躍的に出願数が増えたこと。 ・成果が特許等につながるようになってきていることは高く評価できる。</p>	

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>5 国内外の健康・栄養関係機関等との協力の推進 健康及び栄養の分野におけるわが国の中核的研究機関として、蓄積された知見に基づき、健康及び栄養の分野における研究の振興に積極的に貢献すること。 (1) 健康及び栄養の分野における国内外の若手研究者等の育成 国内外の若手研究者等の育成に貢献するため、これらの者の研修の受入れ及び研究所の研究員の他機関への派遣の拡充に努めること。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>5 国内外の健康又は栄養に係る機関との協力の推進 (1) 若手研究者等の育成 国内外の若手研究者等の育成に貢献するため、大学院生、他機関に所属する研究員等を継続的に受け入れるための体制的基盤を整備する。 また、求めに応じ、研究所の研究員による他機関の若手研究員への指導等を行う。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>6 国内外の健康又は栄養に係る機関との協力の推進</p> <p>(1) 若手研究者等の育成等 ア 若手研究者等の育成 当研究所は、栄養・運動に関する総合的な調査研究を行っている国内では中心的な機関であり、当研究所から発出される論文・データ等は関係する分野の研究を行う者にとり大きな影響を与えている。それらの者の中で当研究所における研修等を希望する者については、研究所が一定の条件を示し、その条件に適合する者を招き、当研究所の研究者を指導者としてそれらの者の育成に努めている。平成16年度(平成17年1月1日現在)における研修生は61名となっており、平成17年度においても同数程度の研修生を受け入れ、資質の向上を図ることとしている。</p> <p>イ 連携大学・大学院における教育・研究 わが国において、栄養に関連する研究及び実践が高い水準で行われていくためには、その分野において資質の高い若い人材を育成することが重要である。研究所そのものは教育機関としての直接的機能をもつものではないが、指導者としてふさわしい研究者は数多くおり、大学・大学院と連携することにより人材の育成という点についても社会的期待に応えることができる。このような観点から、平成16年度からは、国立大学法人において管理栄養士コースをもつ数少ない大学であるお茶の水女子大学・大学院と連携を開始し、学生及び大学院生を受入れるとともに、客員教授として研究所職員を大学・大学院に派遣している。 平成17年度においても引き続き、当大学での人材育成に努めるとともに、健康スポーツ領域における新たな連携大学院の開設を目指して、検討を開始することとするとしている。</p> <p>ウ 専門知識及び能力を有する人材の養成への協力 管理栄養士等の職能においても、より専門性の高い職業人として資質を向上させていくことが時代の要請となっている。そこで、健康及び栄養関係の団体が資質の向上を目的として行う講習会に対して、求めに応じて研究所の職員を講師として派遣する等、必要な協力を行うこととしている。</p>	<p>若手研究者等を積極的に当研究所に受け入れることに努めた。平成17年度においては、特別研究員(ポストドク)10名、協力研究員52名、研修生54名、合計116名の受け入れを行った。 他機関からの求めに応じた。研究所職員による他機関の若手研究者への支援としては、大学及び大学院での特別講義等31件を実施した。</p> <p>平成17年度より、新たに東京農業大学、女子栄養大学、早稲田大学スポーツ学術院との連携大学院をスタートさせた。当研究所の職員を連携対象の大学へ併任教授として派遣するとともに、大学院生の受け入れを開始した。また、医学領域における若手研究者の育成と学術交流が重要であると考え、関連する大学院との間での連携大学院の準備を進めた。</p> <p>外部団体等(地方公共団体、都道府県等栄養士会等)からの依頼を受け、講演会等に講師を派遣した件数は345件(常勤研究者1名当たり9.9件)であった。そのうちの半数は栄養士等の実践活動において資質を向上させるための研修であった。内容としては、当研究所研究者が作成に深く関与した「日本人の食事摂取基準(2005年版)」、「食事バランスガイド」に関する講演が多く、151件を数えた。</p>

評価の視点	自己評定	A	-	評定	A
<p>常勤職員数に対する研修生等の受入数及び研究所職員の派遣数は、どのくらいか。</p>	<p>(理由及び特記事項) 新たに3校の連携大学院をスタートさせ、併任教授として研究者を派遣するとともに、大学院生の受入を開始した。また、外部団体等からの依頼を受け、特に栄養士等の実践活動において資質向上させるための研修を中心に、講師として345件の派遣を行った。</p>			<p>(理由及び特記事項) ・国内関連組織との連携、人材育成への貢献が評価できる。 ・新たな連携大学院のスタート、研修等による若年研究者の育成に努めている。 ・講師派遣が多く研究者の育成に努めた。 ・連携大学院が増えたことを評価する。 ・栄養に関する研究者が少ない中で精力的に若手研究者の育成に力を注いでいること。 ・連携大学院によって若手育成を志していることは評価できる。 ・中長期的視点から若手研究者の育成を重視している点は評価できる。</p>	

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>5 国内外の健康・栄養関係機関等との協力の推進</p> <p>(2) 研究協力の推進 国内外の産業界を含む健康・栄養関係機関との共同研究の拡充並びに研究協力のための研究所の研究員の派遣及び他機関の研究員の受入れの推進に努めること。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>5 国内外の健康又は栄養に関する機関との協力の推進</p> <p>(2) 研究協力の推進 ア 共同研究 研究所が現在行っている官民共同研究を継続するとともに、関係規程を整備した上で、他の研究機関、大学、民間企業等との共同研究及び受託研究を積極的に推進する。</p> <p>イ 研究員の派遣及び受入 国内外の大学、他の研究機関等との研究協力を推進し、他機関の研究員の受入れ及び研究所の研究員の派遣を行う。 また、国、地方公共団体、国際機関等の求めに応じ、専門的立場からの指導のための研究員の派遣を行う。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>6 国内外の健康又は栄養に関する機関との協力の推進</p> <p>(2) 研究協力の推進 ア 共同研究等 当研究所が過去に行ってきた多くの共同研究及び受託研究については、官・民を問わず相互が必要とする課題について実施しており、多くの成果を挙げている。平成17年度においても、可能な限り推進していくこととしている。 又、他の機関等との意見交換会の開催、産学官連携推進会議等への参加は、当研究所の業務内容を多くの人に認識していただくための絶好の機会ととらえ積極的に取り組むこととしている。</p> <p>イ 研究員の派遣及び受入れ 当研究所の職員の派遣については、これまでも共同研究等のために、大学や他の研究機関等に派遣し、若手研究者の指導を行う等してきており、それらを継続的に行うこととしていることから、大学院における特別講義等を通じて、若手研究者の育成等に、より一層努めるとともに、国、地方公共団体及び国際機関等の求めに応じ、専門的立場からの指導・助言を行うために職員の派遣を行うこととしている。 又、当研究所は、健康・栄養の分野における中核的機関として、国内外の研究の振興に貢献する観点から、国内外の若手研究者等の育成に貢献するため整備した規程に基づき外部より研究者を受け入れることとしている。 平成16年度においては、当研究所の諸規程に基づき海外からの研修生を含む研修生を62名、客員研究員を23名、協力研究員を28名、その他研究機関等に属する研究者6名を受け入れるなど、合計118名を外部から受け入れた。平成17年度も同程度の研究員を受け入れることとしている。 なお、次期中期計画においても、個別の求めに応じて研究所の研究者による他機関の若手研究者への支援・指導を行うことができるよう、一層研究者の資質を高めるとともに、組織の再編も視野に入れた人材の確保に努めることとしている。</p>	<p>平成17度における共同研究及び受託研究の実績は次のとおりである。 (資料④参照)</p> <p>共同研究 国からの研究費補助金の交付を受けて行う他施設との共同研究 22件 82,250千円 民間企業との間で行う共同研究 9件 14,600千円</p> <p>受託研究 農水省、文科省及びヒューマンサイエンス振興財団等からの受託研究 23件 96,922千円</p> <p>当研究所は「ヒトにおける栄養に関する研究」を運動・身体活動の視点も含めて総合的に行い得る唯一の機関であり、国内外の教育機関、研究機関等との間で幅広いネットワークを構築している。そのために、その領域での専門性の高い研究員の下で研究指導を受けることを希望する者が多く、52名の受け入れを行った（うち海外から3名）。 同様に研究員の派遣を求める者も多く、345名の派遣を行った。</p>

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>5 国内外の健康・栄養関係機関等との協力の推進</p> <p>(2) 研究協力の推進</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>5 国内外の健康又は栄養に関する機関との協力の推進</p> <p>(2) 研究協力の推進</p> <p>ウ 国際協力</p> <p>アジア諸国等との間で、栄養調査、栄養改善及び健康づくり等に関する共同研究を推進する。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>6 国内外の健康又は栄養に関する機関との協力の推進</p> <p>(2) 研究協力の推進</p> <p>ウ 国際協力</p> <p>当研究所としては、できる限りの国際貢献を行うため、アジア・西太平洋諸国等との間で、健康・栄養調査、栄養改善及び健康づくり等に関する共同研究を推進するとともに、国際機関(WHO(世界保健機関)、FAO(国際連合食糧農業機関))等との連携の強化を図ることとしている。</p> <p>具体的に取り組むべき業務は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 国際機関が行う諸活動等への対応</p> <p>WHO、FAO等が行う諸活動に対応するため、引き続き、必要に応じて、関係国際会議等に職員を派遣することとしている。</p> <p>(イ) 研修生の受け入れ</p> <p>研究交流を推進する観点から、「若手外国人研究者招へい事業」により、平成17年度においては、2名の研究者を受け入れることとしている。</p> <p>(ウ) 研究支援体制の確立</p> <p>国際機関及び諸外国等からの人材派遣要請に応じ、人材の養成及び適切な人材を派遣し、サポートする体制を構築することとしている。</p> <p>(エ) 情報発信事業</p> <p>機関誌「健康・栄養ニュース」の英語版を作成し、ホームページに掲載することとしている。</p> <p>7 情報の公開</p> <p>当研究所は、情報の公開について、以下のとおり実施することとしている。又、平成17年度末までには、次期中期計画における情報の公開について、組織の再編も視野に入れた情報の管理及び公開に関するシステム等の構築を行えるものについては、実施することとしている。</p> <p>ア 「独立行政法人通則法」に定められた情報の公開について</p> <p>当研究所は、独立行政法人通則法(以下「通則法」という。平成11年法律第103号)第20条に定められている役員の任命に係る情報等について、通則法に特別の定めのない限り、全て当研究所のホームページ上に公開しており、平成17年度においても引き続き公開を行うこととしている。</p>	<p>平成18年3月3日に、アジア地域における栄養学及び栄養政策に関する学術的な討議と相互交流を目的として、第2回アジア栄養ネットワークシンポジウムを開催した。「アジアにおける食事摂取基準と食生活指針」をテーマとして、アジアからはベトナム、フィリピン、シンガポール、韓国を代表する栄養学研究者を招き、各国の現状や今後の方向性について議論を深めた。また、米国の国立保健研究所の栄養部門も含めて、各国を代表する栄養研究所間のネットワーク構築に関して、検討を行った。</p> <p>FAO/WHO 合同食品規格委員会(CODEX)に2回職員を派遣した。WHOの西太平洋地域における慢性疾患対策プログラムの外部評価委員として、職員を1名派遣した。</p> <p>「独立行政法人国立健康・栄養研究所国際栄養協力若手外国人研究者招へい事業規程」に基づき、関係者等に広く周知して候補者の募集を行なった。平成17年5月よりインドから5ヶ月間、ネパールから6ヶ月間、それぞれ若手研究者1名をずつ招へいし、共同研究を行った。(資料⑩参照)</p> <p>JICA及びWHO等の研修プログラムに協力し、栄養政策関連の研修を行った。</p> <p>カザフスタン、中国、ラオス、ベトナム等の研究機関との間で共同研究を継続実施するとともに、現地調査を実施した。</p> <p>機関誌「健康・栄養ニュース」の英語版を作成し、ホームページに掲載して海外への情報発信を行った。</p> <p>平成14年10月に施行された「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」等に基づき、当研究所においては、重点調査研究、基盤研究等の研究成果をはじめ中期計画、規程等の情報を研究所ホームページで公開している。</p> <p>平成17年6月1日から16年度中に作成及び取得した「法人文書ファイル管理簿」を新たに公開している。</p> <p>ちなみに、公開方法は、情報公開窓口(事務部庶務課総務係)において受け付ける「開示請求」への対応(17年度中の請求件数0件)及び研究所ホームページ上での法人ファイル管理簿等の公開である。</p> <p>「平成17年度独立行政法人国立健康・栄養研究所年度計画」については、平成17年3月29日に策定した。策定に当たっては、16年度に実施した研究業務の評価に基づき、それらの事業の規模の査定、予算人員の配分等を考慮し、濃淡を付したものとし、また、運営費交付金の減に対応するものとした。</p>

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>7 情報の公開</p> <p>イ 「独立行政法人の保有する情報の公開に関する法律」に定められた情報の公開について 当研究所は、独立行政法人の保有する情報の公開に関する法律（平成14年法律第140号、以下「情報公開法」という。）が平成14年10月1日に施行されて以来、情報公開法の目的である、当研究所の保有する情報の公開を図り、その諸活動を国民に説明する責務を全うするため、情報公開法の事務手続きに関する相談窓口を事務部庶務課に開設しており、運営全般について明らかに出来るようにするため、引き続き、公開可能な情報については、ホームページ等に情報等の公開を行っていく等、情報公開法の円滑な遂行に努めることとしている。 なお、平成17年7月1日より、新たに、平成16年度中に取得又は作成した法人文書についても公開できるように、同法に基づき作成している「法人文書ファイル管理簿」の更新を行うこととしている。</p> <p>ウ 「独立行政法人保有する個人情報の保護に関する法律」に定められた情報の公開について 当研究所は、独立行政法人保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号、以下「個人情報保護法」という。）が平成17年4月1日施行することに伴い、平成17年3月に策定した独立行政法人の保有する個人情報の公開に関する規程等に基づき、個人情報保護法の目的である個人の権利利益の保護に関する事務手続きのため、同年4月1日より事務部庶務課に個人情報保護法に関する相談窓口を開設するとともに、ホームページ等に当該規程を公開することを行っていく等、個人情報公開法の円滑な施行に努めることとしている。</p>	

評価の視点	自己評定	A	評定	A
<ul style="list-style-type: none"> 民間企業、研究機関との共同研究の実施状況はどのようなものか。 常勤職員数に対する研究所職員の派遣数及び他機関の研究員の受入数（若手育成目的を除く）はどのくらいか。 共同研究を行ったことにより、その国にどのような点で貢献できたのか。 	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>国内外の教育機関、研究機関等との間で幅広いネットワークの構築を充実させた。国際協力については、アジア地域より2名の若手研究者を招へいた。第2回アジア栄養ネットワークシンポジウムを開催し、食事摂取基準、食生活指針に関する各国の現状や方向性を議論し、国際ネットワークの構築に向けて準備を進めた。また、WHOやCODEXの会議に職員を派遣し、国際的な役割を果たした。</p>		<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内外の機関との連携、ネットワークが一層充実してきている。 国際シンポジウムを開催し、国際協力を進めている。 WHOとの協力・国際ネットワーク化は評価できる。 評価の視点にある貢献の内容に具体性がほしい。 シンポジウムは意欲的である。 活発な国際研究協力を評価する。 国際協力として若手外国人研究者招へいが共同研究へ発展することを望む。 国内外との協力研究が確実に進展している。 	

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
<p>第4 財務内容の改善に関する事項 通則法第29条第4号の財務内容の改善に関する目標は、次のとおりとする。</p> <p>1 運営費交付金以外の収入の確保 競争的研究資金、受託研究費その他の自己収入を獲得すること。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立 (3) 業務運営の効率化に伴う経費節減 イ 運営費交付金以外の収入の確保 外部研究資金については、関係省庁、民間等の多様な機関からの競争的資金、受託研究費等の獲得に向けての積極的な応募を行うとともに、その他の自己収入の確保を図り、経営基盤の安定を図る。(再掲)</p>		

評価の視点	自己評定	S	評定	A
<ul style="list-style-type: none"> 財務内容は健全なものか。 競争的研究資金（主任研究者獲得分）は増加しているか。（9'～11'の平均128,259千円） 競争的研究資金の獲得のための申請状況はどのようなものか。 受託研究費の獲得状況及び取組状況（受託に向けてのPR等）はどのようなものか。 出版物その他による自己収入の獲得状況はどのようなものか。 	<p>(理由及び特記事項) 当研究所の監事2名より監査意見書が提出され、財務内容等について適正である旨の評価を受けた。 競争的研究費等の外部資金の獲得額は、平成17年度は87件、324,796千円であり、目標額270,000千円を大きく上回った。</p>		<p>(理由及び特記事項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 競争的資金を増やし、目標額を大きく上回っている点が高く評価できる。 競争的研究費等、外部資金の獲得に努めた。 全体の獲得額は評価できるが、内容が当研究所に照らしてどうかという視点も今後必要かと考える。 競争的研究資金の獲得実績は評価できる。バランスシートに問題がある。 競争的研究資金獲得に向けた職員の努力を評価する。 研究に対するニーズが高まっている中で、積極的に外部資金を獲得していること。 外部資金の獲得が計画以上の水準であった。 結果としての実績値は高く評価できる。ただし、通常の取組みの中での成果と考える。

中期目標	中期計画	平成17年度計画	平成17年度の業務の実績
第4 財務内容の改善に関する事項 2 運営費交付金の節減を見込んだ予算による業務の運営 運営費交付金を充当して行う事業については、第2で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。	第3 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画 1 予算 別紙1のとおり。 2 収支計画 別紙2のとおり。 3 資金計画 別紙3のとおり。	第3 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画 1 予算 別紙6のとおり。 2 収支計画 別紙7のとおり。 3 資金計画 別紙8のとおり	

評価の視点	自己評定	評定
<ul style="list-style-type: none"> ・節減予算の達成度はどのくらいか。 ・予算、収支計画及び資金計画について、各費目に関して計画と実績の差異がある場合には、その発生理由が明らかになっており、合理的なものであるか。 ・運営費交付金が全額収益化されず債務として残された場合には、その発生理由が明らかになっており、それが合理的なものであるか。 	A (理由及び特記事項) 平成17年度予算額の範囲において年度計画以上の事業を実施した。	B (理由及び特記事項) ・中期目標・中期計画に従って実施している。 ・計画どおりである。 ・適正な収支状況にあると考える。 ・経費削減の努力は認められる。 ・受託研究等の会計処理等の改善を望む。

国立健康・栄養研究所 評価シート

中期目標		中期計画		平成17年度計画		平成17年度の業務の実績	
第5 その他業務運営に関する重要事項		第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 施設及び設備に関する計画別紙4のとおり。		第4 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 施設及び設備に関する計画別紙9のとおり。			
評価の視点		自己評価	A	評価	B		
<p>・施設及び設備に関する計画の実施状況はどのようなものか。</p>		<p>(理由及び特記事項) これまでに整備した施設及び設備の更なる有効活用を目指し、各種の取り組みを行った。</p>		<p>(理由及び特記事項) ・計画通りと考えられる。 ・プールは良いが、自転車等はさらに改善できるのではないかと活用できるものはないか。 ・プールぐらいしかないのに、よく活用した。 ・プールは別として、研究施設・設備の利用目標が低すぎる。特に、骨密度測定装置の利用。 ・施設・設備の活用が一般的でない中で、有効活用という点で無理があるが、研究への協力を得ての活用が評価できる。 ・通常の範囲内の成果と考える。 ・当初の計画どおりである。</p>			

国立健康・栄養研究所 評価シート

中期目標		中期計画		平成17年度計画		平成17年度の業務の実績	
第5 その他業務運営に関する重要事項 新規事業の追加及び既存事業の拡充に当たっては、適切な人員計画の下に実施すること。		第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 2 職員の人事に関する計画 別紙5のとおり。		第4 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 2 職員の人事に関する計画 別紙10のとおり。			
評価の視点		自己評価	A	評価	A		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 人員計画の適切性及びその実施状況はどのようなものか。 ・ 資質の高い研究者を採用するためにどのような工夫をしたか。(公募の実施、任期付研究員の任用等) (再掲) ・ 人件費の実績が予算を上回った場合にはその理由が明らかになっており、それが合理的なものであるか。 		(理由及び特記事項) 「研究者流動化計画」に基づき、平成17年度においては研究員3名を採用した。3名とも新規の任期付研究員の採用である。これらの取り組みにより、資質の高い人材を獲得することができた。		(理由及び特記事項) <ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な人事管理が実施されている。 ・ 適切な人事管理が実施されている。 ・ 資質の高い人材の獲得に努めた。 ・ 理事長の直接ヒアリングは評価できる。 ・ 厚生労働省との人事交流は望ましい。行政との連携プレーを充実してほしい。 ・ 計画的な人事管理が進捗していると認められる。 			